

第8章 災害応援・派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各地域のブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（都道府県の役割）

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

（ブロック幹事県の設置等）

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 幹事県は、原則として各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。

5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置することができる。

2 対策本部の設置及び運営等は、全国知事会会長が別に定める。

（広域応援の実施）

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

第6条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、近畿ブロック知事会の幹事県が、前条の広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、近畿ブロック知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、九州地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する応援の要請を行うことができる。

（経費の負担）

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、都道府県がブロック別及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和6年1月1日から適用する。

2 令和3年11月22日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和6年1月31日

全国知事会 会長

宮城県知事 村井 嘉浩

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長

神奈川県知事 黒岩 祐治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長

静岡県知事 川勝 平太

北海道東北地方知事会 会長

岩手県知事 達増 拓也

関東地方知事会 会長

長野県知事 阿部 守一

中部圏知事会 会長

愛知県知事 大村 秀章

近畿ブロック知事会 会長

福井県知事 杉本 達治

中国地方知事会 会長

島根県知事 丸山 達也

四国知事会 常任世話人

徳島県知事 後藤田 正純

九州地方知事会 会長

熊本県知事 蒲島 郁夫

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定等）

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

- 各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。
- 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

（要員の派遣に要する経費の内容等）

第3条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

（経費の請求）

第4条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

（その他）

第5条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。

2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和3年11月22日から適用する。

2 令和2年12月1日から適用した実施細目は、これを廃止する。

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

（趣 旨）

- 第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（連絡担当部局）

- 第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

（カバー道県の設置）

- 第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第4項に規定するカバー（支援）県（以下「カバー道県」という。）については、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目（以下「実施細目」という。）で定めるものとする。
- 2 カバー道県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

（幹事道県等の役割）

- 第4条 全国協定第3条第1項に規定する幹事県（以下「幹事道県」という。）及び同条第6項に規定する幹事代理県（以下「副幹事道県」という。）は、実施細目で定めるものとする。
- 2 幹事道県は、全国協定第3条第5項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会等に対する広域応援の要請を行うものとする。
- 3 副幹事道県は、幹事道県を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 副幹事道県にも事故があるときの職務の代理順序は、実施細目で定める。

（連絡調整員の派遣）

- 第5条 カバー道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。
- 2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

（応援の内容）

- 第6条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋その他被災道県が必要とする支援とする。ただし、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき支援することが国の応援職員確保調整本部により決定された業務を除く。

（応援の要請）

- 第7条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー道県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまがない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の自主出動）

第8条 カバー道県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

- 2 カバー道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり幹事道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定に基づく被災道県からの要請があったものとみなす。

（応援現地本部の設置）

第9条 カバー道県は、第7条第1項又は前条第2項に基づく応援の要請があったときは、被災道県に応援現地本部を置く。

- 2 カバー道県は、前項の規定により応援現地本部を設置したときは、速やかに幹事道県へ報告する。
- 3 応援現地本部は、被災道県の現地において、主に次の役割を担う。
 - (1) 応援のニーズの把握
 - (2) 国及び全国知事会その他の関係機関との連絡調整
 - (3) 幹事道県（次条の規定により広域応援本部が設置された場合にあっては同本部）との連絡調整
- 4 応援現地本部は、カバー道県及び応援を行う他の道県で構成し、カバー道県がその業務を掌理する。

（広域応援本部の設置）

第10条 幹事道県は、ブロック内の複数道県が同時被災したときその他の必要があると認めるときは、ブロック内応援及び全国的な広域応援に係る総合調整を行うため、広域応援本部を設置することができる。

- 2 広域応援本部は、原則として幹事道県庁に置く。
- 3 広域応援本部の本部長は、幹事道県知事をもって充てることとし、本部員は、各道県の防災担当責任者をもって充てる。
- 4 前項までの規定の他、広域応援本部の設置及び運営に関して必要な事項は、実施細目で定める。

（応援経費の負担）

第11条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県と応援道県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災道県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、応援道県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

- 3 被災道県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした応援道県に対し繰戻しをしなければならない。

（資料の交換）

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

- 2 前項の規定の他、連絡会議の開催に必要な事項は、実施細目で定める。

（その他）

第14条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

- 2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

- 1 この協定は、令和4年4月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成26年10月21日に締結された協定は、これを廃止する。

大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定実施細則

(趣 旨)

第 1 条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 2 条 協定第 2 条に規定する連絡担当部局等は、別表 1 のとおりとする。

(カバー道県)

第 3 条 協定第 3 条に規定するカバー道県は、別表 2 のとおりとする。

(幹事道県等)

第 4 条 協定第 4 条第 1 項に規定する幹事道県及び副幹事道県は、別表 3 に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする事とし、同条第 4 項に規定する職務の代理順序も同表に定めるところによる。

2 協定第 4 条第 1 項に規定する副幹事道県は、次年度の幹事道県とする。

3 第 1 項の規定に関わらず、災害対応が翌年度に及ぶ場合には、当該災害が発生した時の担当道県が務めるものとする。ただし、次期担当道県との間で協議が整った場合にはこの限りでない。

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第 5 条 協定第 9 条第 1 項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表 4 のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー道県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示)

第 6 条 協定第 5 条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(応援職員等の携行品)

第7条 応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等の活動拠点の確保)

第8条 被災道県は、応援職員等が被災道県庁舎において活動する拠点（執務スペース）を確保するものとする。

(応援等状況の報告)

第9条 カバー道県は、協定第5条に基づき派遣した連絡調整員及び協定第9条に基づき設置した応援現地本部の活動について、幹事道県（広域応援本部が設置されているときは 同本部。第2項に同じ。）に対し、適宜状況報告を行う。

2 幹事道県は、応援状況の集約を行い、前項で収集した情報等を活用して応援に係る総合的な調整を行う。

(広域応援本部の設置通知等)

第10条 幹事道県は、広域応援本部を設置したときは、道県に通知するとともに、必要に応じ本部員及び事務局員の派遣要請を行う。

(広域応援本部の会議)

第11条 広域応援本部の本部員会議は、本部長が招集し、議長は、本部長をもって充てる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(広域応援本部の事務局)

第12条 広域応援本部の事務局は本部が設置された道県の防災担当部局及び各道県から派遣された連絡調整員が担当する。この場合において、事務局長は、設置道県防災担当者の中から選任する。

(応援に関するガイドラインの策定)

第13条 協定及び実施細目で定めるほか、応援の実施に関し必要な事項は、別にガイドラインを策定し、迅速かつ確かな応援の実現に努めるものとする。

(防災訓練等)

第14条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第 15 条 協定第 11 条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額を範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づき、応援道県が必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第 16 条 応援道県が、協定第 11 条第 2 項の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 前 5 号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を經由して被災道県の知事に請求する。
- 3 前 2 項により難いときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(資料の交換)

第 17 条 協定第 11 条に定める資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 33 条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第6条に規定する応援の種類及びその他必要と認める資料とする。

(連絡会議の開催)

第18条 協定第12条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、副幹事道県が担当するものとする。

(協定の見直し)

第19条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、副幹事道県が担当するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細目は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。
- 2 平成19年11月8日の実施細目は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 平成26年10月21日の実施細目は、これを廃止する。

(経過措置)

- 1 第4条の規定に基づく別表3に定める幹事道県等の持ち回り順序は、令和6年4月1日から適用し、幹事道県を岩手県から始める。
- 2 前項の適用までの間、令和4年度は、幹事道県を青森県、副幹事道県を北海道とし、令和5年度は、幹事道県を北海

道、副幹事道県を岩手県とする。

別表 1

(略)

別表 2 カバー道県

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表 3 幹事道県等の持ち回り順序

順 番	道 県 名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

※1 副幹事道県は、翌年度の幹事道県担当道県が務めることとし、幹事道県に事故があるときは、その職務を代理する。

※2 副幹事道県に事故があるときは、副幹事道県の次の順番の道県がその職務を代理する。

※3 幹事道県と副幹事道県のいずれにも事故があった場合は、副幹事道県の次の番号以降の道県で、番号の若い順に幹事道県、副幹事道県をそれぞれ代理するものとする。

別表4 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	福島県	山形県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	山形県	福島県

災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

（応援の要請）

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
 - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
 - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
 - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
 - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等

(3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

（要請を受けた県及び市町村の役割）

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断

した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

（自主応援）

第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。

2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

（要請等の手段）

第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年1月20日

秋田市山王四丁目1番1号

秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久

秋田市山王一丁目1番1号

秋 田 市 長 穂 積 志

能代市上町1番3号

能 代 市 長 齊 藤 滋 宣

横手市条里一丁目1番1号

横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

大館市字中城20番地

大 館 市 長 小 畑 元

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男 鹿 市 長 渡 部 幸 男

湯沢市佐竹町1番1号
 湯 沢 市 長 齊 藤 光 喜
 鹿角市花輪字荒田4番地1
 鹿 角 市 長 児 玉 一
 由利本荘市尾崎17番地
 由利本荘市長 長谷部 誠
 潟上市天王字上江川47番地100
 潟 上 市 長 石 川 光 男
 大仙市大曲花園町1番1号
 大 仙 市 長 栗 林 次 美
 北秋田市花園町19番1号
 北 秋 田 市 長 津 谷 永 光
 にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
 に か ほ 市 長 横 山 忠 長
 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地
 仙 北 市 長 門 脇 光 浩
 小坂町小坂鉱山字尾樽部37番地2
 小 坂 町 長 細 越 満
 上小阿仁村小沢田字向川原118番地
 上小阿仁村長 中 田 吉 穂
 藤里町藤琴字藤琴8番地
 藤 里 町 長 佐 々 木 文 明
 三種町鶴川字岩谷子8番地
 三 種 町 長 三 浦 正 隆
 八峰町峰浜目名潟字目長田118番地
 八 峰 町 長 加 藤 和 夫
 五城目町西磯ノ目1丁目1番地1
 五 城 目 町 長 渡 邊 彦 兵 衛
 八郎潟町字大道80番地
 八 郎 潟 町 長 畠 山 菊 夫
 井川町北川尻字海老沢樋ノ口78番地1
 井 川 町 長 齋 藤 正 寧
 大潟村字中央1番地1
 大 潟 村 長 高 橋 浩 人
 美郷町土崎字上野乙170番地10
 美 郷 町 長 松 田 知 己
 羽後町西馬音内字中野177番地
 羽 後 町 長 大 江 尚 征
 東成瀬村田子内字仙人下30番地1
 東 成 瀬 村 長 佐 々 木 哲 男

（様式第1号）

○ ○ - ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○
（又は市町村長）

（市町村長） ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の応援要請書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援を要請します。

1 被害状況

2 要請内容

3 その他参考となる事項

（様式第2号）

○ ○ - ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

（市町村長） ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の直接応援要請報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり直接応援要請したので報告します。

- 1 被害状況

- 2 要請先市町村

- 3 要請内容
別紙のとおり

- 4 その他参考となる事項

（様式第3号）

○ ○ - ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

（市町村長） ○ ○ ○ ○ 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の応援要請通知書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援要請があったので通知します。

ついては、応援が可能な場合には、その内容を速やかに報告してください。

1 要請市町村

2 要請内容

別紙のとおり

3 その他参考となる事項

（様式第4号）

〇 〇 - 〇〇〇〇
〇〇 年 月 日

秋田県知事 〇〇 〇〇

（市町村長） 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の応援内容報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づく応援要請について、本市（町村）が可能な応援内容を次のとおり報告します。

1 要請市町村

2 本市（町村）が可能な応援内容

3 その他参考となる事項

（様式第5号）

〇 〇 - 〇〇〇〇
〇〇 年 月 日

（市町村長）〇〇 〇〇 様

秋田県知事 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の応援（調整）通知書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援することとした（調整した）ので通知します。

1 応援自治体

2 応援内容

3 その他参考となる事項

（様式第6号）

〇 〇 - 〇〇〇〇
〇〇 年 月 日

秋田県知事 〇〇 〇〇

（市町村長） 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の自主応援報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり自主応援したので報告します。

1 応援先市町村

2 応援内容

3 その他参考となる事項

災害時における相互援助に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）の規定の趣旨にのっとり、秋田県市長会を構成する各市（以下「各都市」という。）の市長の協議により、各都市の全部又は一部において大規模な災害が発生し、これにより被災した都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合に、都市間の相互援助又は協力（以下「援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（援助の種類）

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧および生活必需品ならびにこれらの供給に必要な資機材および物資の提供
- (2) 救助および救助必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認められるもの

（援助要請の手続き）

第3条 援助を受けようとする被災都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等による要請を行い、後日速やかに別記様式第1号による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所およびその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第1号から第4号に掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、事務職、技術職、技能職の職種別および人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第4条 各都市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかなる場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、当該被災都市のほかの市は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

（調整都市）

第5条 災害時における援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため、第2条に規定する援助又は前条に規定する緊急援助活動（以下「援助業務」という。）を行う都市（以下「援助都市」という。）と被災都市との総合的な調整を行うための都市（以下「調整都市」という。）を置く。

2 前項の調整都市は、各被災都市に応じて、別紙に定めるとおりとする。

（経費の負担）

第6条 援助業務に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、関係都市が協議して決めるものとする。

（賠償責任）

第7条 援助業務に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは重度障害者となった場合においては、本人又はその家族が被った損害は、援助都市がその賠償の責めを負うものとする。

2 援助都市の職員が援助業務を実施している際に、第三者に傷害を与えた場合（その損害が被災都市と援助都市との往復途上に生じた場合を除く。）は、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

（連絡体制）

第8条 各都市は、別記様式第2号のとおり、この協定書に係る連絡担当課（室）を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取り合うものとする。

2 各都市は、この協定の実効性を高めるため、秋田県都市間災害時相互援助協定連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

3 会議は、必要に応じて大規模災害時における相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

（効力の発生日）

第9条 この協定書は、平成18年4月26日から効力を発するものとする。

（協議）

第10条 この協定書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書13通を作成し、各都市記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年4月26日

秋田市山王1丁目1番1号
秋田市
秋田市長 佐竹 敬久
能代市上町1番3号
能代市
能代市長 斉藤 滋宣
横手市前郷字下三枚橋269番地
横手市
横手市長 五十嵐 忠悦
大館市字中城20番地
大館市
大館市長 小畑 元
由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市
由利本荘市長 柳田 弘
男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市
男鹿市長 佐藤 一誠
湯沢市佐竹町1番1号
湯沢市
湯沢市長 鈴木 俊夫
大仙市大曲花園町1番1号
大仙市
大仙市長 栗林 次美
鹿角市花輪字荒田4番地1
鹿角市
鹿角市長 児玉 一
潟上市天王字上江川47番地100
潟上市
潟上市長 石川 光男
北秋田市花園町19番1号
北秋田市
北秋田市長 岸部 陞
仙北市田沢湖生保内字宮の後30番地
仙北市
仙北市長 石黒 直次
にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市
にかほ市長 横山 忠長

様式第1号

号

年 月 日

様

住 所

氏 名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助協定書第3条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
被害状況	
援助内容の種類	
援助を要する職種 別人員	
援助場所到達経路	
援助を受ける期間	
その他援助に必要な事項	

災害時の連絡担当部課室

（ 市）

連絡部課室			
連絡担当者	責任者	課・室長	
	補助者		
連絡先	勤務時間内	責任者	
		T E L	
		F A X	
		責任者	
		T E L	
		F A X	
	勤務時間外	責任者	
		T E L	
		F A X	
		責任者	
		T E L	
		F A X	
備考			

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

別紙（5条関係）

援助調整都市

被災した都市	援助調整都市名	
	正	副
秋 田 市	湯 沢 市	大 仙 市
能 代 市	北 秋 田 市	仙 北 市
横 手 市	秋 田 市	男 鹿 市
大 館 市	大 仙 市	横 手 市
由利本荘市	鹿 角 市	大 館 市
男 鹿 市	大 館 市	鹿 角 市
湯 沢 市	能 代 市	に か ほ 市
大 仙 市	男 鹿 市	秋 田 市
鹿 角 市	由利本荘市	潟 上 市
北 秋 田 市	に か ほ 市	由利本荘市
潟 上 市	仙 北 市	湯 沢 市
仙 北 市	潟 上 市	能 代 市
に か ほ 市	横 手 市	北 秋 田 市

災害派遣に関する秋田県知事と陸上自衛隊第21普通科連隊長との協定

秋田県知事（以下「知事」という。）と陸上自衛隊第21普通科連隊長（以下「連隊長」という。）との間に災害派遣に関し、その業務の円滑を期するため、この協定を締結する。

（自衛隊の任務の周知）

第1条 知事は、自衛隊が行う災害派遣の目的を平素から一般に周知し、災害派遣要請が適切に行われるよう配慮するものとする。

（防災関係資料調査に対する協力）

第2条 知事は、防災に関して連隊長が行う防災関係資料調査その他に積極的に協力するものとする。

（防災訓練等に対する参加支援）

第3条 連隊長は、知事等が行う防災訓練には知事の要請により、部隊業務に支障のない限り部隊等を参加させこれらを支援するものとする。

2 連隊長は、市町村その他が行う防災訓練についても要請があるときは、県と調整のうえ前項に準じて可能な範囲で支援するものとする。

（災害発生予想時の連絡）

第4条 知事は、自衛隊の災害派遣を必要とする災害の発生が予想されるときは、すみやかに連隊長に現状と事後の見通し等について情報を提供するものとする。

2 連隊長は、前項の情報に基づき必要であると認めるときは、県庁に連絡員を派遣し、情報の円滑な収集を図るものとする。

3 知事は、前項による連絡員の業務が円滑に行われるよう便宜を供与するものとする。

（偵察者の派遣）

第5条 災害の発生が予想され、又は発生し、連隊長が現地に偵察者を派遣する場合は、知事は必要に応じて県職員を当該偵察者に同行させ現地関係者との連絡調整にあたらせるものとする。

（現地責任者の指定）

第6条 知事及び連隊長は、災害派遣に関し、現地における県及び部隊の連絡責任者をそれぞれ指定し、相互の円滑な連絡を保つものとする。

（合同連絡所の設置）

第7条 知事は、災害の様相、規模等により必要があるときは、現地に関係機関からなる合同連絡所を設置し、災害応急業務の円滑を期するものとする。

（現地の受入体制）

第8条 知事は、派遣部隊が現地到着後迅速、効率的な業務の遂行を図るため予め現地関係者をして、次の措置を講ずるものとする。

- 1 派遣部隊誘導のための要員を主要地に配置すること。
- 2 実施作業の手順を定め派遣部隊到着後直ちに調整に入れる体制を整えること。
- 3 通信連絡手段の準備及び作業に必要な資器材を整備すること。
- 4 必要に応じ災害地の区域、災害程度を示した地図又は略図を準備すること。
- 5 派遣部隊の宿営に伴って必要な施設（光熱、給水通信、衛生等）の設備を整備すること。

（資材の使用及び補償等）

第9条 災害派遣のため使用する資材等は、知事又は現地関係者が準備するものとする。

- 2 前項に備えて知事又は現地関係者は所要地区ごとの資器材等の集積を計画しておくものとする。
- 3 災害派遣に伴って自衛隊が使用した資器材については「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第1号」（昭和35年2月16日改正）によるほか、その都度協議して定めるものとする。

（経費の負担）

第10条 自衛隊の災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は次のとおりとする。ただし、その負担区分を定めがたいものについては、その都度協議のうえ決定するものとする。

- 1 県、又は派遣先現地機関が負担すべきもの
 - (1) 施設の借上料及び損料、光熱料、電話料、水道料、衛生費
 - (2) 災害復旧、救援、防疫、医療、給水等に必要な資材、消耗品
- 2 自衛隊が負担すべきもの
 - (1) 部隊等の宿営、給与、装備、器材及び被服等の整備損耗更新
 - (2) 災害地への往復輸送に伴う経費
 - (3) 人員・物資輸送支援のための車両用燃料等

附 則

締 結	昭和46年1月16日
改 正	昭和50年4月1日
〃	昭和55年1月7日
〃	昭和55年1月7日

秋田県知事 佐々木 喜久治

陸上自衛隊第21普通科連隊長 小野 晴 男

資料番号 8-8

秋田県、秋田海上保安部、秋田市消防本部、男鹿地区消防一部
事務組合消防本部、能代山本広域市町村圏組合消防本部

消防機関と海上保安官署との業務協定

沿岸域における消防活動について次の基準（海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書）により現状に即した協定の締結を指導し、その協力関係を確立するものとする。

なお、本県においては、秋田海上保安部と秋田市消防本部、男鹿地区消防一部事務組合消防本部及び能代山本広域市町村圏組合消防本部との間にそれぞれ業務協定を締結している。

また、船舶からの流出油事故対策に関しても、同業務協定を準用し締結している。

海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書

領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について、海上保安官署と消防機関が協力し、円滑に消火活動を行なうため、両機関が締結する業務協定の基本を次のとおり定める。

1 次に掲げる船舶の消火活動は主として消防機関が担任するものとし、海上保安官署はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川湖沼における船舶

上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

なお、現地の実情に応じて、両者の協議により上記(1)および(2)以外の船舶の消火活動について特別の定めをすることができる。

2 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安官署と消防機関が協議して、これを行なうものとする。

3 法令に定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

4 海上保安官署又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通知するものとする。

5 海上保安官署又は消防機関が、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。

6 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

7 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため、海上保安官署および消防機関は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行なうものとする。

- (1) 情報および資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

昭和43年3月29日

海上保安庁長官	亀山 信 郎
消防庁長官	佐久間 疆

秋田県広域消防相互応援協定書

（目的等）

第1条 この協定書は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、大規模災害等に対処することを目的とする。

（大規模災害等）

第2条 この協定において「大規模災害等」とは、次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (3) 航空機事故、列車事故等のうち、大規模又は特殊な事故
- (4) 毒性物質、生物剤又は放射性物質に係る事故による災害
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大規模若しくは特殊な災害又は事故

（地域ブロック区分）

第3条 秋田県内を次の地域に区分するものとする。

(1) 県北地域ブロック

能代山本広域市町村圏組合消防本部管内、大館市消防本部管内、鹿角広域行政組合消防本部管内及び北秋田市消防本部管内

(2) 中央地区ブロック

秋田市消防本部管内、男鹿地区消防一部事務組合消防本部管内、五城目町消防本部管内及び湖東地区消防本部管内

(3) 県南地区ブロック

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部管内、横手市消防本部管内、由利本荘市消防本部管内、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部管内及びにかほ市消防本部管内

（代表消防機関及び代行消防機関の設置）

第4条 この協定による相互の応援活動を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）を設置する。

2 前項の代表消防機関及び代表消防機関代行は、緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画第2によるものとし、代表消防機関等を次のとおり定める。この場合において、代表消防機関代行は、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できないときは、当該任務を代行するものとする。

(1) 代表消防機関

秋田市消防本部

(2) 代表消防機関代行

ア 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

イ 能代山本広域市町村圏組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

次のアからウまでに掲げる地域ブロックの区分に応じ、当該アからウまでに定める消防本部

ア 県北地域ブロック 能代山本広域市町村圏組合消防本部

イ 中央地域ブロック 秋田市消防本部

ウ 県南地域ブロック 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

（応援隊の登録）

第5条 市町等は、応援出動が可能な指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。

（代表消防機関等の任務）

第6条 代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 秋田県との連絡調整及び情報交換に関すること。

-
- (2) 地域ブロック代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (3) 秋田県内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
 - (4) 応援の要請時における秋田県内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

2 地域ブロック代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

(応援要請)

第7条 応援要請は、大規模災害等が発生した市町等（以下「要請側」という。）の長又は消防長が、次に掲げる区分により、他の市町等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行うものとする。ただし、代表消防機関等を通じて要請するいとまがない場合は、直接応援側へ要請できるものとする。この場合、当該要請後に代表消防機関等へ報告するものとする。

- (1) 第1要請
同一地域ブロック内の市町等に対する応援要請
- (2) 第2要請
他地域ブロックの市町等に対する応援要請
- (3) 第3要請
県内全域の市町等に対する応援要請

2 前項の応援要請は、災害発生時においては電話等により迅速に行うものとし、当該応援要請後においては、遅滞なくその内容を書面にするものとする。

3 応援要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

4 代表消防機関等は、第1項に規定する応援要請があった場合には、秋田県に対して必要な事項を報告するとともに、要請側の長又は消防長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認し、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動準備を行うものとする。

(応援隊の派遣等)

第9条 第7条第1項の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、応援側の市町等の消防力に支障が生じる等特別な理由がある場合を除き、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣する場合は、属する地域ブロック代表消防機関を通じ、代表消防機関に対して出動隊数、出動隊員数、無線の呼称その他の必要な事項について報告するものとする。

3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに要請側の長又は消防長に対してその旨を連絡し、併せて秋田県に報告するものとする。

4 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣することができない場合は、速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条第1項の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮支援体制)

第11条 応援隊の指揮は、代表消防機関等の職員が行うものとし、原則として被災地消防本部において、要請側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

(応援の中断)

第12条 応援側の都合により応援隊を帰還させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議の上、応援活動を中断することができるものとする。

(経費の負担)

第13条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 旅費及び出勤手当等の人件費
- イ 公務災害補償に要する経費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げる以外の費用については、当該大規模災害等に関する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等相互が協議の上、決定するものとする。

(委任)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して別に定めるものとする。(1) 応援側の負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 旅費及び出勤手当等の人件費
- イ 公務災害補償に要する経費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用については、当該大規模災害等に関する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。

(効力の発生等)

第16条 この協定は、平成29年4月1日から効力を発生するものとし、秋田県広域消防相互応援協定（平成22年12月22日締結）は、平成29年4月1日をもって廃止する。

本協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、市町等において各1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

秋田市		
市長	穂積	志
横手市		
市長	高橋	大
大館市		
市長	福原	淳嗣
由利本荘市		
市長	長谷部	誠
北秋田市		
市長	津谷	永光

にかほ市			
市長	横山	忠長	
五城目町			
町長	渡邊	彦兵衛	
湯沢雄勝広域市町村圏組合			
管理者	齊藤	光喜	
能代山本広域市町村圏組合			
理事会代表理事	齊藤	滋宣	
大曲仙北広域市町村圏組合			
副管理者	門脇	光浩	
鹿角広域行政組合			
管理者	児玉	一	
男鹿地区消防一部事務組合			
管理者	渡部	幸男	
湖東地区行政一部事務組合			
管理者	畠山	菊夫	

大規模災害に関する消防及び自衛隊の相互協力

消防救 第 27 号
平成 8 年 2 月 7 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁救急救助課長

大規模災害に関する消防および自衛隊の相互協力について

この度、先の阪神・淡路大震災における教訓にかんがみ、特に、大規模災害に関する消防および自衛隊の相互の協力に関し必要な事項について明確にするため、別添のとおり防衛庁と「大規模災害に際しての消防および自衛隊の相互協力に関する協定」（平成 8 年 1 月 17 日付消防救第 3 号防運第 153 号。以下「協定」という。）を締結したので、下記事項に留意の上、大規模災害時における自衛隊との協力に関し遺憾のないようお願いしたい。

また、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対してもよろしく周知願いたい。

なお、消防および警察の相互協力については、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条に明記されており、従来より協力がなされてきたところであるので、念のため申し添える。

記

1 協定第 2 条 1 に定める情報交換について

大規模災害に際しては、すみやかに、当該災害に係る情報を収集し、消防と自衛隊との間で相互に提供するものとする。

なお、情報交換の対象となるものは、

- ① 大規模災害の状況に係る情報
- ② 救援活動の態勢に係る情報
- ③ 上記のほか、消防および自衛隊の任務遂行に資する情報とし、相互に積極的に連絡を取り合い、情報の共有に努めるものとする。

2 協定第 2 条 2 に定める連携のための調整について

大規模災害の発生地その他の目的地（以下「被災地等」という。）における人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、消防と自衛隊と連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。

なお、具体的には被災地等を管轄する消防および災害派遣を命ぜられた自衛隊で現地調整機関を設け、原則として当該消防の施設における調整のための会議により行うものとする。ただし、消防、警察および自衛隊において、協議のうえ別に定めるときはこの限りでないこと。

3 協定第 2 条 3 に定める消防職員等の移動のための協力について

自衛隊は、消防組織法第 24 条の 3 の規定に基づき、災害が発生した市町村のため応援出動する消防機関の職員および当該応援出動に必要な資機材の被災地等への迅速な移動を確保するため、当該消防職員等の航空輸送その他の輸送支援を行うものとされていること。

なお、救助工作車Ⅳ型（「広域航空消防応援体制等整備費補助金交付要綱」（平成 7 年 11 月 21 日付消防消第 254 号）第 4 条に規定する救助工作車Ⅳ型をいう。）を配置する特定の消防本部（東京消防庁、名古屋市消防局、大阪市消防局、福岡市消防局）にあつては、自衛隊の輸送支援を受ける場合の参集場所等について予め定めておくこと。

4 協定第 3 条に定める消防および自衛隊の平素の連絡調整について

平素から消防と自衛隊との間で、密接な連絡調整が行われるよう協力するものとする。

なお、平素の連絡調整の責任者は、原則として別表のとおりとし、連携要領を定める等必要な連絡調整を行うものとする。

また、自衛隊側責任者は、消防との連絡調整において他の自衛隊との調整を必要とする事項が生じた際は、関係する他の自衛隊に通報するとともに、消防側責任者に対し当該自衛隊の責任者、所在地等を連絡するものとされていること。

別 表 （略）

緊急消防援助隊秋田県応援等実施計画

（別紙、別表等の様式は省略）

第1章 総則

（目的）

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、秋田県大隊、秋田県統合機動部隊、秋田市消防本部NBC災害即応部隊、秋田県土砂・風水害機動支援部隊（以下「秋田県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、秋田県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2 代表消防機関は、秋田市消防本部とする。

2 代表消防機関代行は、次のとおりとする。

適用順序	消防機関名
1	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
2	能代山本広域市町村圏組合消防本部

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 秋田県大隊等の編成

（県内ブロック）

第3 秋田県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおりブロック分けするものとする。

2 各ブロックに幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。

- （1）出動に係る連絡及び調整
- （2）後方支援活動に係る連絡及び調整
- （3）その他必要な事項

（連絡体制等）

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- （1）応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- （2）応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。
- （3）秋田県から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として直接行う。
- （4）各消防本部から秋田県に対して連絡を行う場合は、原則と得して幹事消防本部、代表消防機関を経由して行う。
- （5）連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メール又は秋田県総合防災情報システム（専用回線）によっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には秋田県総合防災情報システム（衛星携帯電話）等を活用するものとする。

（秋田県大隊等の編成）

第5 秋田県隊の登録部隊は、別表第4のとおりとする。

- 2 地震災害における秋田県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 3 土砂・風水害における秋田県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における秋田県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
- 5 大隊は、県単位とし、「秋田県大隊」と呼称するものとする。なお、秋田県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。
- 6 統合機動部隊は、「秋田県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、秋田県統合機動部隊長は、代表消防機関の職

員をもって充てるものとする。

- 7 中隊は、消火、救助、救急等の任務単位とし、「消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は秋田県大隊長又は部隊長が指定するものとする。
- 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。
- 9 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、秋田県（又はブロック）単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関及び代表消防機関代行消防本部の職員（又は幹事消防本部の職員）の内から秋田県大隊長又は部隊長が指定するものとする。
- 10 NBC災害即応部隊は、別表第8のとおりで編成し、「秋田市消防本部NBC災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、秋田市消防本部NBC災害即応部隊長は、秋田市消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 11 土砂・風水害機動支援部隊は別表第9のとおりで編成し、「秋田県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、秋田県土砂・風水害機動支援部隊長は、秋田市消防本部の職員をもって充てるものとする。

（指揮体制等）

第6 秋田県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。
- 3 秋田県大隊長は、秋田県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは緊急消防援助隊指揮支援本部長（以下「指揮支援本部長」という。）の管理の下で、秋田県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 秋田県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、秋田県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、秋田県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- 5 秋田市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 秋田県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 中隊長は、秋田県大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。

第3章 秋田県大隊等の出動

（地震時等の出動等に係る取決め）

第7 要請要綱別表A-1及びA-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、秋田県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第10のとおりとする。

（秋田県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備）

- 第8 別表第10に定める地震等が発生し、秋田県に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、秋田県及び各消防本部は次のとおりで対応するものとする。
 - (1) 秋田県は、消防庁から要請要綱別記様式2-1を受けた後、要請要綱別記様式2-2により、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊（別表第5）のとおりで出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに、秋田県及び代表消防機関に対して事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から秋田県大隊又は秋田県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、秋田県及び各消防本部は次のとおりで対応するものとする。
 - (1) 秋田県は、消防庁から要請要綱別記様式2-1を受けた後、要請要綱別記様式2-2により、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第9）のとおりで出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 秋田県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに秋田県及び代表消防機関に対して事前に計画された隊（別表第6又は別表第9）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 3 前2項の場合のほか、消防庁から秋田県大隊（NBC災害における救急小隊を中心とした秋田県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした秋田県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、秋田県及び各消防本部は次のとおりで対応するものとする。
 - (1) 秋田県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 秋田県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 4 秋田県は、消防庁から秋田県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認められた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

（海路による移動）

- 第9 秋田県大隊等の移動にあたり海路による移動が必要な場合（以下「海路移動を要する場合」という。）で、県内のフェリー埠頭から発着する場合は、秋田県及び代表消防機関が協議し、集合場所及び集合時間を決定するものとする。
- 2 フェリー運航会社との車両輸送可能台数、乗員数及び乗船時間等の調整は、代表消防機関と連携し、県が行うものとする。
 - 3 秋田県及び代表消防機関は、前項の調整結果を受け、必要に応じて出動隊数等を調整するものとする。
 - 4 海路移動を要する場合は、各消防本部は、早急に別紙第4により乗船員名簿を作成し、乗船する車両の車検証の写しとともに、県へ報告するものとする。秋田県は報告された乗船員名簿を取りまとめ代表消防機関へ提供する。
 - 5 海路移動を要する場合で、県外のフェリー埠頭から発着する場合は、秋田県が当該フェリー埠頭の存する県の消防防災主幹課または代表消防本部と調整を図るものとする。
 - 6 秋田県は第4項の手続きを迅速に行うため、緊急消防援助隊登録車両の車検証の写しを予め取りまとめておくものとする。なお、緊急消防援助隊に登録された車両に異動があった消防本部は秋田県に対し速やかに報告するものとする。

（集結場所）

- 第10 集結場所は、別表第11のとおりとする。

（秋田県大隊及び統合機動部隊の出動）

- 第11 秋田県知事は、消防庁長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により秋田県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。
- 2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。
 - 3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - （1）秋田県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね1時間以内に出動するものとする。
 - （2）各ブロックの陸上隊は、秋田県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、直ちに集結場所に集結し、出動するものとする。
 - （3）代表消防機関は、別表第11に基づき秋田県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、秋田県及びブロック幹事消防本部に対して連絡するものとし、ブロック幹事消防本部は、ブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
 - （4）迅速出動を行う場合、後方支援本部は、秋田県統合機動部隊及び秋田県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

（その他の部隊の出動）

- 第12 秋田市長は、消防庁長官から要請要綱別記様式3-1により秋田市消防本部NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
- 2 秋田県知事は、消防庁長官から要請要綱別記様式3-1により秋田県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた秋田県土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第11に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

（国家的な非常災害における出動）

- 第13 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、秋田県に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、秋田県は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 2 長官から出動の指示があった場合には、第11第3項に定める出動を行うほか、別表第5に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
 - 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。
 - 4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね24時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
 - 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

（秋田県大隊等の出動隊数の報告）

- 第14 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、秋田県に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

のとする。

- 2 秋田県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
- 3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、秋田県及び代表消防機関に対して別紙第2により報告するものとする。
 - (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
 - (2) 出動隊数、車両及び資機材
 - (3) 集結場所到着予定時刻
 - (4) その他必要な事項

（緊急消防援助隊の車両表示）

第15 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

（集結場所への集結完了）

- 第16 秋田県大隊長、秋田県統合機動部隊長、秋田県土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 後方支援本部は、前項の内容について秋田県に対して報告するものとする。

（進出拠点への進出）

- 第17 秋田県大隊長、秋田県統合機動部隊長、秋田市消防本部NBC災害即応部隊長及び秋田県土砂・風水害機動支援部隊長（以下「秋田県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
 - 3 秋田県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
 - (1) 被災地の被害概要
 - (2) 秋田県大隊等の活動地域及び任務
 - (3) 秋田県大隊等の進出拠点及び出動ルート
 - (4) その他必要な事項

（高速自動車国道等の通行）

- 第18 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。
- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
 - (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て、別紙第3「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
 - (3) 緊急でやむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
 - (4) 名刺を提出した場合、後日、秋田県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

（情報共有）

第19 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

（進出拠点到着）

- 第20 秋田県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。
- 2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、秋田県大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該秋田県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

（現地到着）

- 第21 秋田県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。
- (1) 災害状況

- (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 都道府県大隊本部の設置場所
 - (5) 安全管理に関する体制
 - (6) 使用無線系統
 - (7) 地理及び水利の状況
 - (8) その他活動上必要な事項
- 2 秋田県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する秋田県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が秋田県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、秋田県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。
- 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する秋田県大隊が被災地に到着後は、秋田県大隊に帰属し、秋田県大隊長の指揮の下、秋田県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

（秋田県大隊本部の設置）

- 第22 秋田県大隊長は、秋田県大隊長を本部長とする秋田県大隊本部を設置するものとする。
- 2 秋田県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 秋田県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 秋田県大隊長は、被害状況及び秋田県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

（活動時における無線通信運用及び情報収集）

- 第23 活動時の無線通信運用体制は、別表第12のとおりとする。
- 2 秋田県大隊長等は、被災地において通信が途絶した場合に通信担当者を指名し、秋田県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

（各隊の保有資機材等）

- 第24 後方支援中隊の保有資機材は、別表第7のとおりとする。
- 2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第13のとおりとする。

（日報）

- 第25 秋田県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

（後方支援本部の設置）

- 第26 秋田県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。
- 2 後方支援本部長は、秋田市消防本部の消防長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部長は、秋田市消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、秋田県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、秋田県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
- (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、秋田県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - (2) 秋田県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - (3) 秋田県大隊等の隊数及び人員数の集計
 - (4) 秋田県大隊等の活動記録の集約
 - (5) 各消防本部に対する秋田県大隊等の活動状況に関する情報提供
 - (6) 秋田県大隊等に対する災害に関する情報提供
 - (7) 必要な資機材等の手配及び提供
 - (8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - (9) 後方支援に係る秋田県及び各消防本部との調整
 - (10) その他必要な事項

（後方支援中隊の任務等）

第27 後方支援中隊は、秋田県大隊長又は部隊長の指揮の下、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 交替要員の搬送
- (5) 活動の記録
- (6) その他必要な事項

（相互協力）

第28 秋田県及び各消防本部は、秋田県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

2 後方支援活動に係るその他詳細については、「緊急消防援助隊秋田県大隊後方支援活動要領」に定めるものとする。

第6章 活動終了

（秋田県大隊等の引揚げ）

第29 秋田県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 秋田県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げのものをとする。

- (1) 秋田県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

（帰署（所）報告）

第30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、秋田県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 秋田県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告等

（活動結果報告）

第31 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、秋田県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 秋田県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

第8章 その他

（航空部隊の応援等）

第32 航空部隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

（事前準備）

第33 各消防本部は、秋田県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 秋田県及び各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

（訓練等）

第34 秋田県は、必要に応じて、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

2 秋田県は、受援体制及び応援体制の強化を図るため、年に1回以上県内の消防本部と緊急消防援助隊の運用に関する会議を開催する。

附 則

この計画は、平成25年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この計画は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 従前の緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画は廃止する。

附 則

- 1 この計画は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 従前の緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画は廃止する。

附 則

- 1 この計画は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 従前の緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画は廃止する。

資料番号 8-13

〔県総務部 消防保安室〕

秋田県緊急消防援助隊受援計画

（別紙、別表、運用要綱別記様式は省略）

第1章 総則

（目的）

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2 代表消防機関は、秋田市消防本部とする。

2 代表消防機関代行は、次のとおりとする。

適用順序	消防機関名
1	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
2	能代山本広域市町村圏組合消防本部

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

（連絡体制）

第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。

2 連絡方法は、原則として有線電話又は秋田県（以下「県」という。）防災情報ネットワークシステム（ファクシミリ）によるものとする。ただし、有線断絶時には消防無線（主運用波）、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

第2章 応援等の要請

（応援等要請の手続き）

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続きは、別図第2のとおり行うものとする。

（知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第5 秋田県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び秋田県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、秋田県総合防災情報システム（ファクシミリ）により速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式1-1）

（1）災害の概況

（2）出動が必要な区域や活動内容

（3）その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

2 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、秋田県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。

4 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

5 知事は、被災地の市町村長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。

6 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（応援等の要請のための市町村長等の連絡）

- 第6 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合、別図第1を参考に被災地を所管するブロック幹事消防機関及び代表消防機関と協議のうえ、緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。
- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊の応援が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で秋田県総合防災情報システム（ファクシミリ）により速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式1-2）
- 3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式1-2）
- 5 被災地の市町村長は、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知）

- 第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。
- なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村を指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。
- 2 秋田県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

- 第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が秋田県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。
- （1）最大震度6弱以上の地震が発生した場合
- （2）大津波警報が発令された場合
- （3）噴火警報（居住区域）が発表された場合
- 2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が秋田県内で発生した場合は、早期に秋田県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。
- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

- 第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。
- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、県庁第2庁舎4階の災害対策本部室に設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又はその委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、秋田県総務部総合防災課長及び秋田県に出動した指揮支援部隊隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部長は、次に掲げるとおりとする。
- なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。
- （1）秋田県総務部総合防災課の職員
- （2）代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- （3）被災地を管轄する消防本部の職員
- （4）秋田県消防防災航空隊の職員
- 6 調整本部は、「秋田県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、秋田県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被災状況、秋田県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、秋田県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等の関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 秋田県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 災対本部に設置された災害医療対策本部との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 秋田県は、調整本部の設置に必要な資機材等を整備しておくものとする。
- 10 調整本部は、様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用するものとする。
- 11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、秋田県内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 15 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

（指揮本部の設置）

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ確かな活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、秋田県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、秋田県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

（進出拠点）

- 第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。
 - (1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第4-1のとおりとする。
 - (2) 水上小隊の進出拠点は、別表第4-2のとおりとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

（活動拠点ヘリベース）

- 第12 航空隊の進出拠点ヘリベースは、別表第5のとおりとする。

（宿営場所）

- 第13 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

- 第14 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、秋田県内で活動する指揮支援部隊を統括し、災対本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮下で被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。
- 12 秋田県内応援隊の指揮系統は秋田県広域消防相互応援協定書に基づくこととする。

（通信運用体制）

- 第15 秋田県内の無線通信運用体制は、別表第3-1及び3-2のとおりとする。
- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第3-3のとおりである。

第5章 消防応援活動の調整等

（任務付与）

- 第16 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。
- (1) 被害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 安全管理に関する体制
 - (5) 使用無線系統
 - (6) 地理及び水利の状況
 - (7) 燃料補給場所
 - (8) その他活動上必要な事項

（関係機関との活動調整）

- 第17 知事は、災害対策本部において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

（資機材の貸出し及び地図の配布）

- 第18 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で

貸出すものとする。

- 2 各市町村のスピンドライバの形状は、別表第6のとおりとする。
- 3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配布するものとする。

（ヘリコプター離着陸場所）

第19 ヘリコプター離着陸場は、別表第7のとおりとする。

（ドクターヘリランデブーポイント）

第20 ドクターヘリランデブーポイントは、別表第8のとおりとする。

（燃料補給場所）

- 第21 調整本部は、燃料の補給場所について、統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。
- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。
 - 3 航空小隊の燃料補給場所は、秋田県緊急消防援助隊航空小隊受援計画に定める。
 - 4 航空機燃料取扱業者は、別表第11のとおりとする。
 - 5 水上小隊の燃料補給場所は、別表第4-2のとおりとするほか、状況に応じて調整本部が別途調整する。

（燃料調達要請）

第22 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。

（重機派遣要請）

第23 調整本部長は、建設重機等が必要と判断した場合は、災対本部に対して、災害時における応急対策業務に関する基本協定等に基づく要請を行うよう協議するものとする。

（物資等調達要請）

第24 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定締結団体に要請を行うよう協議するものとする。

（増隊要請）

第25 知事は緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

（部隊移動）

第26 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別図第3又は別図第4のとおり行うものとする。

（長官の求め又は指示による部隊移動）

- 第27 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。
- 2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
 - 3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
 - 4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。
 - 5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により秋田県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

（知事による部隊移動）

- 第28 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、秋田県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
 - 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。
 - 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。

のとする。

- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

（部隊移動に係る連絡）

第29 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了及び引揚げの決定）

- 第30 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援本部長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式4-1）。
 - 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

（情報共有）

- 第31 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター一動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。
- 特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（災害時の体制整備）

第32 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（都道府県の受援計画の策定）

- 第33 知事は、県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
 - 3 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
 - 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、秋田県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに秋田県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

（消防本部の受援計画の策定）

- 第34 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。
- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、秋田県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
 - 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

（航空隊の受援計画）

第35 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項のほか、秋田県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

（地理情報）

- 第36 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。
- (1) 広域地図
 - (2) 住宅地図
 - (3) ヘリコプター離着陸場一覧表及び位置図

-
- (4) 燃料補給場所一覧表及び位置図
 - (5) 消防水利位置図
 - (6) 物資等調達可能場所位置図
 - (7) 救急搬送医療機関位置図

（訓練）

第37 秋田県は、必要に応じて、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

2 秋田県は、受援体制及び応援体制の強化を図るため、年に1回以上県内の消防本部と緊急消防援助隊の運用に関する会議を開催する。

附則

- 1 この計画は、平成25年12月24日から施行する。
- 2 従前の秋田県緊急消防援助隊受援計画（平成19年3月31日制定）は廃止する。
- 3 この計画は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この計画は、令和5年4月1日から施行する。

日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書

日本水道協会の東北地方支部長、青森県支部長、秋田県支部長、岩手県支部長、山形県支部長、宮城県支部長及び福島県支部長は、東北地方支部内の災害時相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 本協定は、災害により日本水道協会東北地方支部（以下「地方支部」という。）内の正会員（以下「会員」という。）に断水及び漏水等の水道の被害が発生した場合に、「公益社団法人日本水道協会東北地方支部規則」第7条に基づき、会員が相互に行う応援活動について必要な事項を定めるものである。

（責 務）

第2条 会員は、平時から本協定に基づく応援活動に備え、応援要請があった場合には、可能な限り応援活動に協力する。
2 地方支部内の県支部（以下「県支部」という。）長は、県支部内の会員に本協定の内容を周知するとともに、本協定の実施に必要な県支部内の相互応援態勢を確立する。
3 地方支部長は、本協定の実施に必要な総合調整を行い、地方支部内の相互応援体勢を確立する。

（情報連絡）

第3条 地方支部長及び県支部長は、予め本協定の実施に必要な情報の連絡を担当する連絡担当部署、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したときまたは災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報連絡を行う。

（情報連絡調整）

第4条 地方支部長及び県支部長は、本協定に基づく応援活動に際して必要な情報連絡調整を行う。
2 県支部長は、県支部長都市が被災し情報連絡調整を行うことができない場合に、情報連絡調整を行う会員を県支部内から決定する。
3 前項において情報連絡調整を行うことができる会員が県支部内にいない場合に、地方支部長は、県支部長等と協議のうえ情報連絡調整を行う会員を地方支部内から決定する。
4 地方支部長は、地方支部長都市が被災し情報連絡調整を行うことができない場合に、情報連絡調整を行う会員を地方支部内から決定する。

（地方支部現地救援本部の設置）

第5条 地方支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整を行う必要があると認めた場合に、現地における応援体勢の整備を目的とする地方支部現地救援本部を設置することができる。
2 災害の規模が特に大きく、厚生労働省及び日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときには、地方支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

（応援要請）

第6条 被災県支部長は、被災した会員（以下「被災会員」という。）からの応援要請について、県支部内での対応が困難であると認めた場合に、地方支部長に応援要請を行う。
2 前項により応援要請を受けた地方支部長は、効果的な応援活動が期待できる県支部長に応援要請を行う。
3 前項により地方支部長から応援要請を受けた県支部長は、県支部内の会員に応援要請を行い、県支部内からの応援活動について調整するとともに、その結果を速やかに地方支部長に報告する。
4 前項により県支部長から報告を受けた地方支部長は、その報告をもとに応援活動を行う会員（以下「応援会員」という。）を被災県支部長に通知する。
5 第1項により応援要請を受けた地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めた場合に、日本水道協会本部に応援要請を行う。

（応援活動）

第7条 応援会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 資機材の提供
- (4) 工事事業者等の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援隊の派遣）

第8条 第6条により応急給水や応急復旧の応援要請を受けた応援会員は、直ちに応援体制を整え、応援隊を派遣する。

（応援要員の受け入れ）

第9条 被災会員は、応援隊の受け入れを円滑に行うことができるよう、応援隊の集合場所等を指定する。

2 応援隊の受け入れに必要な宿泊施設や応援車両の駐車場等については、原則として被災会員が確保するものとする。

（中継会員）

第10条 地方支部長は、地方支部内で水道の被害が発生し、被災県支部以外の県支部からの応援が必要となる場合に、遠方からの応援隊の移動補助を目的とした活動を行う会員（「中継会員」という。）を、関係する県支部長等と協議のうえ地方支部内から定めることができる。

（支援拠点会員）

第11条 地方支部長は、被害の規模が大きく、県域を越え広範にわたる甚大な水道の被害が発生し、応援の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制構築を目的とした被災会員の支援を行う会員（「支援拠点会員」という。）を、関係する県支部長等と協議のうえ地方支部内から定めることができる。

（応援活動の終了）

第12条 被災会員は、被害の復旧等に伴い応援会員による応援が不要となった場合に、被災県支部長にその内容を報告する。

2 前項により報告を受けた被災県支部長は、その内容を地方支部長に報告する。

3 前項により報告を受けた地方支部長は、当該応援会員の所属する応援県支部長に応援活動の終了を通知する。

4 前項により通知を受けた応援県支部長は、当該応援会員に応援活動の終了を通知する。

（応援活動の費用負担）

第13条 本協定に基づく応援活動に要した費用は、応援会員に所属する職員に係る基本的な人件費及び法令上の特別の定めがあるものを除き、原則として被災会員が負担するものとする。

（防災協議会）

第14条 地方支部長は、相互応援の円滑な実施に必要な情報交換を目的とした防災協議会を設置し、毎年定期的を開催する。

2 防災協議会は、地方支部及び各県支部の連絡担当責任者を含む必要な者で構成するものとする。

（合同訓練）

第15条 地方支部長及び県支部長は、本協定を円滑に実施するため、応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の受け入れ等に関する合同訓練を計画し、実施することができる。

2 地方支部長は、合同訓練の実施に関する要綱を別に定める。

（地方支部区域外の正会員に対する応援）

第16条 日本水道協会本部より地方支部区域外の正会員に対する応援要請があった場合に、地方支部長は、応援要請の受諾等について日本水道協会本部と調整を行う。

2 前項の応援要請を地方支部長が受諾した場合に、地方支部長及び県支部長は本協定に準じた応援要請等に対応する。

3 前項により応援要請を受けた会員は、本協定に準じた応援活動に協力する。

（正会員以外の水道事業者及び簡易水道事業者に対する応援）

第17条 県等の行政機関から正会員以外の水道事業者及び簡易水道事業者に対する応援要請があった場合、地方支部長及び県支部長は本協定に準じた応援要請等に対応する。

2 前項により応援要請を受けた会員は、本協定に準じた応援活動に協力する。

（指 針）

第18条 地方支部長は、本協定の実施に関して必要な指針を別に定める。

（協 議）

第19条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

（その他）

第20条 本協定の成立を証するため、本協定書7通を作成し、地方支部長及び県支部長がそれぞれ記名、押印の上、各1通を保有する。

附則

（適用）

- 1 この協定は、平成9年5月1日から適用する。
- 2 日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画（平成3年9月1日改正計画）は、廃止する。

附則（平成18年3月23日改定）

（適用）

この協定は、平成18年3月23日から適用する。

附則（平成26年4月11日改定）

（適用）

この協定は、平成26年4月11日から適用する。

日本水道協会秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱

（別表・様式等は省略）

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会秋田県支部（以下「県支部」という。）に所属する正会員及び準正会員（以下「会員」という。）が非常災害等の発生により水道に被害（以下「災害」という。）を受けた場合に給水能力の早期回復ができるようにするため、会員の相互応援活動に必要な事項を定めることを目的とする。

（相互応援体制）

第2条 会員に災害が発生した場合は、県支部長の要請に基づき、各会員は当該被災した会員（以下「被災会員」という。）の水道復旧に全面的に協力するものとする。

- 2 前項の相互応援活動を迅速かつ適切に行うため、県支部を地域別に6ブロックに分け、各ブロックに代表都市を置く。
- 3 前項の規定に基づく組織および連絡系統は別表のとおりとする。

（情報連絡および情報連絡調整）

第3条 県支部長都市および代表都市は、この計画の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課、連絡担当責任者および連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

- 2 代表都市が被災したときは、近隣の代表都市が被災代表都市の被害状況等必要な情報収集に務め、県支部長に連絡するものとする。
- 3 被災会員のブロックに属する会員（代表都市を除く。）および被災会員に隣接する会員は、当該被災会員の被害状況等必要な情報の把握に協力し、代表都市に連絡するものとする。
- 4 県支部長は、県支部長都市が被災し情報連絡調整を行うことができない場合に、情報連絡調整を行う会員を県支部内から決定する。
- 5 前項において情報連絡調整を行うことができる会員が県支部内にいない場合に、県支部長は、日本水道協会東北地方支部長（以下「地方支部長」という。）に、情報連絡調整を行う会員を要請する。

（県支部現地救援本部の設置）

第4条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地救援本部を設置することができる。

- 2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当代表都市、応援要請を受けた会員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、東北地方支部等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

（応援要請）

第5条 代表都市は、ブロック内の被災会員から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めるとき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めるときは、県支部長に対し応援要請を行うものとする。

- 2 前項により、被災会員から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。
- 3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市は会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。
- 4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。
- 5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めるときは、地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

（応援要請の連絡内容）

第6条 被災会員は、県支部長および代表都市に対し応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請することが困難な場合は、電話、水道災害情報伝達システム、口頭および防災無線等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の場所および状況
- (2) 必要とする救援作業の内容等
- (3) 必要とする職種別所要人員、資機材の種類およびその数
- (4) 応援隊の集合場所およびその経路
- (5) 被災会員の災害対策責任者および連絡担当者の職、氏名、連絡場所、電話番号
- (6) 応援の期間

（応援活動）

第7条 会員が被災会員に対して行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者等の斡旋
- (6) その他必要と認められる応援活動

（応援隊の派遣等）

第8条 第5条の規定により第7条に係る応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え、応援隊を派遣する。

- 2 応援隊を派遣するときは、被害状況に応じ必要な装備を携帯させる。
- 3 派遣応援隊は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援隊は、所属会員名を表示した腕章を着用する。
- 5 派遣応援隊は、県支部長が通知した応援活動の終了に従うものとする。

（応援隊の受け入れ）

第9条 被災会員は、応援隊の受け入れを円滑に行うことができるよう、応援隊の集合場所等を指定するものとする。

2 応援隊の受け入れに必要な宿泊施設や応援車両の駐車場等については、原則として被災会員が確保するものとする。

（中継会員）

第10条 県支部長は、県支部内で水道の被害が発生し、被災会員以外の会員からの応援が必要となる場合に、遠方からの応援隊の移動補助を目的とした活動を行う会員を関係する代表都市と協議のうえ定めることができる。

（支援拠点会員）

第11条 県支部長は、被害の規模が大きく、広範囲にわたる甚大な水道の被害が発生し、応援の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制構築を目的とした被災会員の支援を行う会員を、関係する代表都市等と協議し、定めることができる。

（費用の負担）

第12条 この要綱に基づく応援に要する費用は、応援会員に所属する職員に係る基本的な人件費およびその他法令に別段の定めがあるものを除き、原則として被災会員が負担するものとする。

（会員以外への協力）

第13条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

（指針）

第14条 この要綱の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

（協議）

第15条 本要綱に定めのない事項および内容に疑義が生じた場合には、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月26日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から適用する。

秋田県広域火葬計画

（別記様式は省略）

第1 総則

1 目的

この計画は、大規模災害発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

この計画において、「広域火葬」とは、大規模災害による被害により被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

第2 平常時の対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣県内の火葬場の名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の型式、使用燃料、周辺交通事情及びその他必要な事項
- (2) 県内市町村、県内火葬場設置者及び近隣県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、大規模災害時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、大規模災害時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

- (1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

- ・ 棺及び遺体保存剤並びに作業要員の確保
- ・ 大規模災害時に使用する遺体安置所の確保
- ・ 大規模災害時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路の確保

イ 協定等の締結

大規模災害時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の事前届出

遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法（以下「法」という。）第76条第1項の規定による緊急通行車両の事前届出

(2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

火葬に必要な燃料及び資機材並びに火葬要員の確保

イ 協定等の締結

大規模災害時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の事前届出

資機材の搬送に使用する車両に係る法第76条第1項の規定による緊急通行車両の事前届出

(3) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 訓練等

(1) 県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を必要に応じて行うものとする。

(2) 火葬場設置者は、大規模災害時を想定した訓練を必要に応じて行うものとする。

第3 大規模災害発生時の対応

1 広域火葬の実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、生活環境部生活衛生課に広域火葬のための担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況等の把握

(1) 被災市町村は、大規模災害発生後、速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握するものとする。

(2) 被災地域の火葬場設置者は、大規模災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否、出勤の可能性及び火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。（別記第1号様式）

(3) 県は、火葬場設置者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、被災市町村及びその他の関係機関に周知するとともに、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援要請

(1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請するものとする。（別記第2号様式）

(2) 県は、被災市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、被災していない火葬場設置者（別記第3号様式）又は近隣県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国に報告するものとする。

(3) 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。

(4) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。（別記第4号様式）

(5) 県は、前記(2)において広域火葬の実施を決定したときは市町村及び火葬場設置者に、市町村は、住民及び葬祭業者等関係団体に速やかにその旨を周知するものとする。また、県は、速やかに県民に広報するものとする。

4 応援火葬場の調整

(1) 県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づき応援火葬場を割り振り、被災市町村（別記第5号様式の

- 1) 及び協力の承諾のあった火葬場設置者（別記第5号様式の2）又は近隣県等に通知するものとする。
- (2) 被災市町村は、県の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。

火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。（別記第6号様式）

- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。

また、県は燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

6 相談窓口の設置

被災市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。

なお、大規模災害事由以外の自然死、病死等による遺体の火葬についても同様に受付を行い、必要に応じて広域火葬の対象とするものとする。

7 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。

なお、遺体保存のための資機材の搬入等の経路が、法第76条第1項に基づく交通規制が行われている道路の場合は、緊急通行車両による搬送とする。

- (2) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、遺体の火葬場までの搬入等の経路が、法第76条第1項に基づく交通規制が行われている道路の場合は、緊急通行車両による搬送とする。

- (3) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。（別記第7号様式）

- (4) 県は、被災市町村から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体等への応援・協力依頼を行うものとする。

8 火葬に係る特例的取扱い

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、県を通じ戸籍確認の事後実施等火葬に係る特例的取扱いについて国に要望するものとする。

- (2) 県は、前記(1)の依頼を受けた場合は直ちに国にその旨を伝え、その結果を市町村及び火葬場設置者に連絡するものとする。

- (3) 市町村及び火葬場設置者は、国の承認が得られた場合には、火葬に係る特例的取扱いを行うものとする。

9 引き取り者のいない焼骨の保管等

引き取り者のいない焼骨は、被災市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管することを原則とする。

10 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬が実施された場合、大規模災害により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。

ア 広域火葬協力を行った火葬場（別記第8号様式の1）

イ 被災市町村が平常時に使用している火葬場（別記第8号様式の2）

(2) 県は、火葬場からの報告をとりまとめ、国に報告するものとする。

11 広域火葬の終了

(1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。

(2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合には、広域火葬を終了し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに、国に報告するものとする。

(3) 広域火葬を依頼した市町村は、依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。（別記第9号様式）

(4) 大規模災害により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。（別記第10号様式）

12 広域火葬等の協力

(1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県で大規模災害が発生したときは、速やかに協力体制を整え、積極的に対応するものとする。

(2) 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合には、第3の3、4及び5を準用し、対応するものとする。

13 大規模な疾病の流行等への準拠

この計画は、大規模災害時に対応することを目的にしたものであるが、大規模な疾病の流行その他広域火葬が必要となる危難や非常事態が生じた場合にも、必要に応じてこの計画の定めるところにより対応するものとする。

第4 雑則

1 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が、他の市町村又は火葬場設置者と締結している大規模災害発生時等の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附則

この計画は、平成25年2月27日から適用する。

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定

（様式等は省略）

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、秋田県内において地震、風水害その他災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害が発生した市町村（以下「市町村」という。）から甲に対して棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があったとき、甲と乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 本協定において、甲が乙及び丙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の搬送（主に検案後の遺体の搬送とする。）
- (3) その他、甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 甲は、市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。ただし、乙が対応できない場合等は、丙に対して直接協力を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとし、甲から乙又は丙への要請は様式第1号により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭などで要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けたときは、必要に応じて丙に対して協力を求めることができる。
- 4 協力要請する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとする。
 - (1) 棺（納棺用品一式含む）
 - (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
 - (3) 骨つぼ等その他必要な用品

（要請に対する措置）

第4条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、応諾の有無を速やかに甲に通知するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から応諾状況の通知を受けたときは、その旨を速やかに市町村へ通知するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙及び丙は、第3条第1項の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

（報告）

第6条 乙及び丙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を様式第2号により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙及び丙が実施した協力業務に要した費用は、原則として協力を要請した市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される場合はこれに基づくものとする。

（守秘義務）

第8条 乙及び丙は、協力業務を通じて知り得た個人情報等の非公開情報を第三者に漏らしてはならない。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義の生じた事項については、甲乙丙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙丙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年10月8日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久

乙 秋田県大仙市花館字常保寺91番地の3
秋田県葬祭業協同組合
理事長 半田 雅之

丙 東京都港区港南二丁目4番12号
港南YKビル4階
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井 昭憲

秋田空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定

秋田県知事及び秋田市長は、秋田空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生の恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、秋田空港管理事務所（以下「甲」という。）と秋田市消防機関（以下「乙」という。）が緊密な協力のものに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。
2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行うものとする。

- （1）緊急事態の種類
- （2）航空機の機種及び搭乗人員
- （3）緊急事態発生の場所及び時刻
- （4）消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- （5）その他必要な事項

3 通報に応じて出動した甲または乙は、現場に到着したときは速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消防救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（事故等の調査に対する協力）

第5条 甲及び乙は、消防救難業務を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第6条 甲又は乙が単独で消防救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

（訓練）

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

平成18年12月20日

秋 田 県 知 事 寺 田 典 城

秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

大館能代空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定

秋田県と鹿角広域行政組合、大館周辺広域市町村圏組合、鷹巣阿仁広域市町村圏組合、二ツ井町藤里町消防一部事務組合、能代地区消防一部事務組合、山本郡南部地区消防一部事務組合及び五城目町は、大館能代空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の火災、又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、秋田県大館能代空港管理事務所（以下「甲」という。）と鹿角広域行政組合、大館周辺広域市町村圏組合、鷹巣阿仁広域市町村圏組合、二ツ井町藤里町消防一部事務組合、能代地区消防一部事務組合、山本郡南部地区消防一部事務組合及び五城目町の各消防機関（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（出動要請）

第2条 緊急事態が発生した場合又は発生の恐れがある場合において、甲の出動要請があったときは、乙はすみやかに消防隊及び救急隊を出動させるものとする。

2 前項の出動要請は、電話その他の方法により、次の事項を明確にして行う。

- (1) 災害の種類
- (2) 当該航空機の機種及び搭乗員
- (3) 災害発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

（費用の負担）

第3条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（事故調査に対する協力）

第4条 甲及び乙は消火救難業務を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他事故の原因調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、両者協議のもとに立案計画して緊急事態における消火救難に関する総合訓練を定期的実施するものとする。

（資料の交換）

第6条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、大館能代空港における消火救難業務に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

本協定の発効は平成10年7月18日とする。

平成10年7月16日

秋田県知事	寺 田 典 城
鹿角広域行政組合管理者職務代理者	
鹿角広域行政組合副管理者	佐 藤 秀 朗
大館周辺広域市市町村圏組合管理者	小 畑 元
鷹巣阿仁広域市町村圏組合管理者	松 橋 久太郎
二ツ井町藤里町消防一部事務組合管理者	丸 岡 一 直
能代地区消防一部事務組合管理者	宮 腰 洋 逸
山本郡南部地区消防一部事務組合管理者	石 井 洋 佑
五城目町長	佐 藤 邦 夫

秋田空港及び大館能代空港の医療救護活動に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と社団法人秋田県医師会（以下「乙」という。）は、秋田空港及び大館能代空港（以下「空港」という。）並びに空港の周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が協力して医療救護活動を迅速、かつ適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対して直ちにその内容を通報するとともに、別に定める医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦（以下「医療救護要員」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の業務）

第4条 医療救護要員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者等に対する応急処置及び医療
- (3) 医療機関への搬送の要否

（医療資器材等の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医薬品及び医療資器材等を提供するものとする。

（訓練）

第6条 甲は、医療救護活動に関する訓練（以下「訓練」という。）を計画した場合には、乙と訓練内容について協議し、必要に応じて医療救護要員の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から訓練の参加要請があった場合にはこれに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に基づき、訓練に医療救護要員を参加させた場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

（費用弁償等）

第7条 この協定による次の費用については、事後すみやかに関係者で協議のうえ、乙が甲を通じて、費用を負担すべき者に対して請求書を提出するものとする。

- (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
- (2) 医療救護要員が必要に応じて携行した医薬品及び医療資器材等の費用

（災害補償）

第8条 医療救護要員が医療救護活動又は訓練参加において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」（平成元年4月20日東空飛第190号東京航空局長通知）に基づき補償を受けるものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙両者に異存がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年7月18日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県
秋田県知事 寺田典城

乙 秋田市千秋久保田町6番6号
社団法人 秋田県医師会
会長 寺田俊夫

秋田空港及び大館能代空港の医療救護活動に関する協定書細目

秋田空港及び大館能代空港の医療救護活動に関する協定書（平成10年7月18日締結以下「協定書」という。）第9条の規定により、協定を実施するための細目を次のように定める。

（医療救護要員派遣要請区分）

第1条 協定書第2条の医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

- (1) 待機要請
医療救護要員が医師会館または自宅等において待機を要する事態
- (2) 派遣要請
現場救護所に派遣を要する事態

（連絡調整事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 医療救護要員に関すること。
- (2) 医療救護所に関すること。
- (3) 死亡の確認に関すること。
- (4) 後方医療施設への搬送に関すること。
- (5) 医薬品及び医療資器材等に関すること。
- (6) 緊急連絡網の整備に関すること。
- (7) 医療救護活動に関すること。
- (8) その他指揮系統、医療確保等に関すること。

（紛争の処理）

第3条 協定に係る医療救護活動について紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、すみやかに調査し、甲、乙協議のうえ誠意をもって解決のための適切な措置をとるものとする。

（報告書等の提出）

第4条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行った場合には、医療救護要員名簿（第1号様式）及び医療救護活動実施報告書（第2号様式）並びに医薬品・医療資器材等使用報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき、訓練に医療救護要員を参加させた場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

（費用弁償等の請求）

第5条 協定書第6条4項に規定する費用については、乙が「訓練謝金請求書」（第5号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定書第7条の規定に基づき、乙から「費用弁償請求書」（第6号様式）の提出があった場合は、甲は、当該費用負担義務者において遅滞なく執行されるように務めるものとする。

3 協定書第8条に規定する災害補償金については、当該支給を受けようとする者が乙及び甲を経由して「傷害事故通報書」（第7号様式）を財団法人航空保安協会に提出するものとする。

（費用弁償等の額）

- 第6条 協定書第6条第4項に規定する訓練謝金の額は、「空港消火救難訓練協力要員に対する謝金単価の改定について」（平成6年3月28日空管第52号航空局飛行場部管理課長通知）に基づく国管理空港の場合の時間単価を準用する。
- 2 協定書第8条に規定する災害補償金の額は、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に定めるところによる。
- 3 第1項に規定する額の改定があった場合には、改定後の額に基づくものとする。

（協 議）

- 第7条 この協定書細目に定めのない事項又はこの協定書細目に関し疑義を生じた場合には、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この細目の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年7月18日

甲 秋田県知事 寺田 典 城

乙 社団法人秋田県医師会
会 長 寺 田 俊 夫

第 1 号様式

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

社団法人 医師会

会 長

印

医療救護要員名簿

職 種	氏 名	所属医療機関	住 所	従事期間

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

社団法人 医師会
会 長 印

医療救護活動実施報告書

出動日時 平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで

要請区分 派遣要請 待機要請

活動場所 _____

活動状況 _____

出動医療救護要員数
医 師 名

看 護 師 名

別紙、救護班活動状況表を添付する。

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

社団法人 医師会

会 長

印

医薬品・医療資器材等使用報告書

品 名	規 格	数 量	薬 価 等	
			単 価	金 額

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

社団法人
会 長

医師会

印

訓練参加者名簿

訓練実施日時 平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで

訓練内容

職 種	氏 名	所属医療機関等	住 所

第 5 号様式

訓練謝金請求書

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

社団法人 医師会
会 長 印

金 額 円

ただし、「秋田空港及び大館能代空港の医療救護活動に関する協定書」第 6 条第 4 項の協定に基づく訓練謝金として別紙内訳書により、上記のとおり請求します。

第 6 号様式

平成 年 月 日

費用弁償請求書

様

社団法人 医師会
会 長 印

請求金額 円

ただし、航空機事故の医療救護活動に対する費用として、上記のとおり請求します。なお、内訳は別紙のとおりです。

平成 年 月 日

財団法人 航空保安協会

救急医療従事者障害補償センター 御中

傷害事故通報書

空港救急医療従事者傷害補償制度に基づく傷害事故につき、以下のとおり通報いたします。

1 日 時 平成 年 月 日 時 分

2 場 所

3 受傷者

氏名： 年齢： 才

住所： TEL：

区分： 医者 看護師

4 受傷者の治療にあたる医療機関

病院名： TEL：

5 傷害事故内容および傷害の程度

大館能代空港医療救護活動に関する覚書

秋田県（以下「甲」という。）と社団法人大館市北秋田郡医師会（以下「乙」という。）は、大館能代空港（以下「空港」という。）及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と社団法人秋田県医師会との間で締結した「秋田空港及び大館能代空港の医療活動に関する協定書」（平成10年7月18日締結。）に基づき、乙が迅速かつ確な医療救護活動を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（活動マニュアル）

第2条 空港及びその周辺において発生した航空機事故に対して、秋田県災害医療救護計画の下で迅速かつ確な医療救護活動を実施するため、甲乙協議のもとに「大館能代空港医療救護活動マニュアル（仮称）」を定めるものとする。

（協議）

第3条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から起算して1年間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙両者に異存のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この覚書は延長され、以後同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年10月1日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺田典城

乙 大館市根下戸新町1番8号
社団法人大館市北秋田郡医師会
会長 佐藤祥男

港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省東北地方整備局副局長（以下「甲」という。）並びに青森県知事（重要港湾 青森港及び八戸港及びむつ小川原港港湾管理者）、岩手県知事（重要港湾 久慈港及び宮古港及び釜石港及び大船渡港港湾管理者）、宮城県知事（国際拠点港湾 仙台塩釜港港湾管理者）、秋田県知事（重要港湾 秋田港及び能代港及び船川港港湾管理者）、山形県知事（重要港湾 酒田港港湾管理者）、福島県知事（重要港湾 小名浜港及び相馬港港湾管理者）（以下「乙」という。）と民間協力者（一般社団法人海洋調査協会会長、一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長、一般社団法人日本埋立浚渫協会東北支部長、一般社団法人日本海上起重技術協会東北支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、全国浚渫業協会日本海支部長、全国浚渫業協会東日本支部長、東北港湾空港建設協会連合会会長）（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東北地方整備局管内において災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧により港湾機能の早期回復に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は以下のとおりとする。

- （1）「災害」とは、地震・津波・高潮その他の異常な自然現象による被害をいう。
- （2）「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる広域かつ重大な災害をいう。
- （3）「港湾施設」とは、国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。
- （4）「応急対策業務」とは、港湾施設の被災状況の把握、障害物の撤去、応急復旧、その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
- （5）「事務所長」とは、東北地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- （6）「地方機関の長」とは、港湾施設等の管理を所掌する乙の地方機関の長をいう。
- （7）「人員及び資機材等情報」とは、配置可能な人員及び使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
- （8）「TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）活動」とは、「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置に関する訓令」に基づき、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体等に対する国の技術的な支援活動をいう。

（応急対策業務の範囲）

第3条 応急対策業務の範囲は、第2条に規定する港湾施設における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

（応急対策業務の内容等）

第4条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとし、丙の会員は出動要請の諾否について回答する。

2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は、求めに応じて速やかに人員及び資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、東北地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、自発的に人員及び資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員へ出動要請を行った場合、その状況を甲乙相互及び事務所長、地方機関の長相互に情報共有するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があり承諾した場合、出動要請者の指示により応急対策業務を実施するものとする。

5 丙の会員は、東北地方整備局がTEC-FORCE活動を開始し、甲若しくは事務所長から出動要請があった場合、同活動を迅速かつ円滑に実施するため、TEC-FORCEとともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

6 丙は、本協定に基づく甲の出動要請があり承諾した場合、必要に応じて東北地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

7 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は、会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

8 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員が有する人員及び資機材等情報について、毎年6月末までに甲及び乙に報告するものとする。

- 9 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は、丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 10 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除くものとする。

（契約の締結）

- 第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員に出動要請し承諾を得たときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。
- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。
- 3 前項に基づき指名された者は、会員間で連絡体制を定め、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

（大規模災害時の場合）

- 第6条 甲は、大規模災害が発生した場合は、第4条にかかわらず、乙若しくは地方機関の長が行う丙の会員への出動要請に対して、秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

（訓練の実施）

- 第7条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に係る手順等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

（本協定の適用範囲）

- 第8条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同様の目的の個別の協定締結を妨げないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第6条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

（有効期限）

- 第9条 この協定の期間は、協定締結日より平成28年3月31日の期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の負担）

- 第10条 丙の会員は、第4条に基づく応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により契約相手である甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担については、甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して、その復旧又は賠償に要する費用について決定するものとする。

（その他）

- 第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書15通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成28年2月29日

甲	国土交通省東北地方整備局副局長
乙	青森県知事（重要港湾 青森港及び八戸港及びむつ小川原港港湾管理者） 岩手県知事（重要港湾 久慈港及び宮古港及び釜石港及び大船渡港港湾管理者） 宮城県知事（国際拠点港湾 仙台塩釜港港湾管理者） 秋田県知事（重要港湾 秋田港及び能代港及び船川港港湾管理者） 山形県知事（重要港湾 酒田港港湾管理者） 福島県知事（重要港湾 小名浜港及び相馬港港湾管理者）
丙	一般社団法人海洋調査協会会長 一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長 一般社団法人日本理立浚渫協会東北支部長 一般社団法人日本海上起重技術協会東北支部長 一般社団法人日本潜水協会会長 全国浚渫業協会日本海支部長 全国浚渫業協会東日本支部長 東北港湾空港建設協会連合会会長

災害時における応急対策業務に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）並びに青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事、福島県知事及び仙台市長（以下「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会東北支部支部長（以下「丙」という。）は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合における応急対策業務及び建設資機材調達（以下「業務等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・豪雨等の異常な自然現象または大規模な事故等による被害（以下「災害」という。）が発生、又は発生する恐れがある場合に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲・対象施設）

第2条 業務等の実施範囲・対象施設は、次のとおりとする。なお、業務等の要請は、被災地の状況等を踏まえ甲又は乙と丙が調整の上、実施するものとする。

- 一 甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
- 二 甲の管内に位置する地方公共団体等の所管施設等における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所（地方公共団体等から甲に対し要請があった場合）
- 三 大規模災害が発生した場合に限定し、甲の管外に位置する地方整備局及び地方公共団体等の所管施設等における災害発生箇所（管外の地方整備局または地方公共団体等から甲に対し要請があった場合）

（災害応急対策業務）

第3条 甲若しくは甲の所掌する事務所等の長（以下「事務所長等」という。）又は乙若しくは乙の所掌する地方振興局長等の長（以下「振興局長等」という。）は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、丙に業務等を要請できるものとする。

- 2 甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は、前項の要請を行おうとする時は、別に定める様式等により、丙に出動要請会員の特定に必要な情報（以下「会員の情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。
- 3 丙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の情報を収集し、甲又は乙に報告するものとする。
- 4 前項の報告等を踏まえ、甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は、会員の情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出動を要請するものとする。
- 5 甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は、前項の規定により出動を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。
- 6 丙の会員は、甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等から第4項の要請があった場合、甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等の指示を受け、速やかに業務等を実施するものとする。
- 7 丙は、第1項の規定により甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等から要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。なお、業務の遂行に必要な事項について、甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は丙又は丙の会員に可能な限り協力する。

（建設資材等の調達）

第4条 甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに会員の建設資材等の在庫情報を収集し、当該要請者に報告するものとする。
- 3 甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は、前項の規定により報告される会員の建設資材等の在庫情報

により、丙の会員に調達の具体的な内容を要請するものとする。

- 4 丙の会員は、前項の規定により調達の要請を受けたときは、速やかに甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等の指示する場所に調達を実施するものとする。
- 5 丙は、第1項の規定により甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等から要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

（業務の実施体制）

第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。また、変更が生じた場合は速やかに共有するものとする。

- 2 丙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資機材等」という。）の数量を把握し、協定締結後、速やかに甲及び乙に報告するものとする。なお、本協定の有効期間を延長した場合、丙は、技術者及び建設資機材等について速やかに報告するものとする。
- 3 丙は、前項の報告内容に変更が生じた場合は適宜、甲及び乙に報告するものとする。

（大規模災害時等の場合）

第6条 甲は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙又は振興局長等が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。この場合、乙又は振興局長等が第3条及び第4条の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲は、乙又は振興局長等の業務等の要請を一元的に行う場合は乙又は振興局長等及び丙に連絡するものとする。

- 2 前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は振興局長等が、第3条第6項及び第4条第4項の指示を行うものとする。

（本協定の効力）

第7条 本協定は、その他別途締結している協定を妨げるものではない。

（地方公共団体等からの要請）

第8条 甲は、管内の地方公共団体等（乙を除く）から甲又は乙に対して第3条、第4条の業務の要請があったときは、丙に第3条第1項、第4条に基づく業務実施の要請の他、地方公共団体等との契約による業務実施を打診することができる。

- 2 甲は、大規模災害が発生した場合に限り、管外に位置する地方公共団体等から甲に対して第3条、第4条の業務の要請があったときは、丙に管外の地方公共団体等との契約による業務実施を打診することができる。
- 3 丙は、前2項の規定により甲から打診を受けたときは、可能な範囲でこれに応じるものとし、以降の調整については、要請元の地方公共団体等と直接行うものとする。

（契約の締結）

第9条 甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は、第3条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、当該会員と出動の内容に係る契約を締結するものとする。また、第4条の規定により丙の会員に調達を要請したときは、遅滞なく、当該会員と調達の内容に係る契約を締結するものとする。

- 2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した業務等については、当該業務等を必要とした乙又は振興局長等が、遅滞なく出動の内容に係る契約又は調達の内容に係る契約について、丙の会員と契約を締結するものとする。

（保険加入）

第10条 丙又は丙の会員は、労災保険に加え、本協定に基づき業務等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結しておくよう努めるものとする。

（広報活動及び被災地での円滑な活動等の推進）

第11条 甲及び事務所長等並びに乙及び振興局長等は、本協定に基づき実施する業務等の円滑な遂行およびその重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、丙及び丙の会員と連携しつつ広報活動及び啓発活動の充実等の取組を実施するよう努めるものとする。

- 2 本協定に基づく丙又は丙の会員の活動は、整備局等との災害協定等を締結した災害応急対策責任者を支援する組織及び能力を有する団体「TEC-FORCE パートナー」としての活動と位置付け、被災地において広報や業務等の円滑な実施のため、統一的な衣類の着用等の取組を実施することを基本とする。

（訓練の実施）

- 第12条 甲、乙及び丙並びに丙の会員は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

（有効期間）

- 第13条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和8年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙又は丙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

- 2 本協定締結後、甲、乙又は丙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。なお、申し出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。

（損害の負担）

- 第14条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員若しくは建設資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により当該業務等を要請した甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等に報告するとともに、その損害の負担については、公共工事標準請負契約約款に基づき作成・締結された契約書の規定によるものとする。

- 2 第6条の規定により、甲が一元的に丙に要請した乙又は振興局長等の業務等について、丙又は丙の会員は当該業務等を必要とした乙又は振興局長等と損害の負担について協議するものとする。

- 3 第8条の規定により、甲が地方公共団体等からの要請により、丙に打診した業務等について、丙又は丙の会員は当該業務等を要請した地方公共団体等と損害の負担について協議するものとする。

（その他）

- 第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

（付則）

- 1 平成19年 2月19日協定締結
2 令和 年 月 日改定

本協定の締結を証するものとして、本協定書を9通作成し、甲、乙及び丙が捺印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲	国土交通省	東北地方整備局長		
	局	長	西	村 拓
乙	青森県			
	知事		宮	下 宗一郎
	岩手県			
	知事		達	増 拓也
	宮城県			
	知事		村	井 嘉浩

秋 田 県
知 事 鈴 木 健 太

山 形 県
知 事 吉 村 美 栄 子

福 島 県
知 事 内 堀 雅 雄

仙 台 市
市 長 郡 和 子

丙 一般社団法人日本建設業連合会
東北支部 支部長 大 橋 成 基

災害時における調査・設計等の応急対策業務に関する協定

秋田県（以下「県」という。）と一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部（以下「協会」という。）は、秋田県内において地震、津波、豪雪、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の調査・設計等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県が協会に対し、応急対策業務の実施について応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 県は、災害発生時等に、応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、協会に応援を要請することができるものとする。

2 協会は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、応援するものとする。

（応援業務）

第3条 県が協会に対し応援を要請する応急対策業務（以下「応援業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急対策に関する調査・測量・設計の実施
- (3) その他特に必要な業務

（応援業務の実施手続）

第4条 協会は、応援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

2 県は、応急対策業務への応援が必要と認めるときは、協会の会員のうち応援業務を実施することができる者と認められる者（以下「応援業務候補者」という。）の推薦を協会に要請するものとする。

3 協会は、前項の規定による要請があった場合は、応援業務の実施箇所ごとに応援業務候補者の推薦を行うものとする。

4 県は、協会の推薦に基づき応援業務を実施する者（以下「応援業務実施者」という。）を選定したときは、遅滞なくこれを協会及び当該応援業務実施者に通知するものとする。

5 応援業務実施者は、県の指示を受けて、応援業務を行うものとする。

6 応援業務実施者が応援業務を実施したときは、当該応援業務の完了後速やかに業務内容を記載した報告書を県に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 応援業務の実施に要する費用は、県の負担とする。

（災害補償）

第6条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援業務実施者の責任において行うものとする。

（市町村に対する応援）

第7条 市町村は、当該市町村が実施する応急対策業務について、協会による応援の推薦要請を県に依頼することができるものとする。

2 県は、前項の規定による依頼があった場合は、当該市町村に対する応援業務候補者の推薦を協会に要請するものとする。

3 協会は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

4 応援業務の実施に要する費用の負担その他の必要な事項については、推薦を要請した市町村と応援業務実施者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに県、協会いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（補則）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、県、協会が協議して定める。

（他の協定の適用）

第10条 この協定に定めるもののほか県と協会又は協会の会員との間において応急対策業務への応援活動に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、県、協会記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月25日

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県

秋田県知事 佐竹敬久

仙台市青葉区国分町3-6-11アーケ仙台ビル

一般社団法人建設コンサルタンツ協会

東北支部 支部長 遠藤敏雄

災害時における調査・設計等の応急対策業務に関する協定細目

（趣旨）

第1 この協定細目は、「災害時における調査・設計等の応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）第9条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制の整備）

第2 一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部（以下「協会」という。）は、応援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を秋田県建設部技術管理課（以下「技術管理課」という。）に提出するものとする。

（応援の要請）

第3 秋田県の地方機関は、応急対策業務において協会による応援が必要と判断した場合は、応急対策業務の応援要請書（様式1）により、地域振興局にあっては、技術管理課に、地域振興局以外の地方機関にあっては、本庁主管課を経由して技術管理課に依頼するものとする。

2 技術管理課は、地方機関からの依頼を受けたときは、速やかに当該依頼文書を協会に送付し、応援を要請するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、技術管理課からの要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等（以下「電話等」という。）により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応援業務候補者の推薦）

第4 協会は、応援を要請された場合は、応援業務の実施箇所、技術者及び機材等の確保状況等を勘案して応援業務候補者を選定し、応援業務候補者名簿（様式2）により地方機関に通知するとともに、技術管理課に報告するものとする。

2 前項に規定する通知及び報告は、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応援業務実施者の選定）

第5 地方機関は、応援業務候補者名簿のうちから応援業務実施者を選定するものとし、選定した場合は、協会に通知するとともに、技術管理課及び本庁主管課に報告するものとする。

（応援業務の実施）

第6 応援業務実施者は、地方機関の指示に従い、速やかに応援業務に着手するものとする。

2 地方機関は、協定第3条に掲げる応援業務を要請した場合は、遅滞なく業務委託契約等を締結するものとする。

（市町村からの応援の要請）

第7 市町村は、応急対策業務において協会による応援が必要と判断した場合は、応急対策業務の応援要請依頼書（様式3）により当該市町村を管轄する地域振興局を経由して、技術管理課に依頼するものとする。

2 技術管理課は、市町村からの依頼を受けたときは、速やかに当該依頼文書を協会に送付し、当該市町村に対する応援業務候補者の推薦を要請するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、市町村からの要請の依頼及び技術管理課からの要請は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

附則 この細目は、協定締結の日から施行する。

様式第1（第3関係）

〇〇-〇〇〇〇

平成 年 月 日

一般社団法人建設コンサルタンツ協会
東北支部 支部長 様

(地方機関の長) 印

応急対策業務の応援要請書

災害時における調査・設計等の応急対策業務に関する協定細目第3第1項の規定に基づき、応急対策業務への応援を次のとおり要請します。

場 所	※位置図等を添付してください。	
内 容	※該当するものに○	
	1 被災状況の調査 2 応急対策に関する調査・測量・設計の実施 3 その他特に必要な業務	
	※上記の詳細	
担当者	所属	
	職氏名	
	連絡先	T E L F A X

様式第2（第4関係）

平成 年 月 日

（地方機関の長）

一般社団法人建設コンサルタンツ協会
東北支部 支部長 印

応援業務候補者名簿について(通知)

平成 年 月 日付け〇〇-〇〇〇〇により要請のあった応急対策業務の応援を実施する候補者は、次のとおりです。

候補者①	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX
候補者②	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX
候補者③	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX

※法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

様式第3（第7関係）

〇〇-〇〇〇〇
平成 年 月 日

秋田県知事

(市町村長) 印

応急対策業務の応援要請依頼書

応急対策業務に関し、一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部による応援について、次のとおり要請するようお願いします。

場 所	※位置図等を添付してください。	
内 容	※該当するものに○	
	1 被災状況の調査 2 応急対策に関する調査・測量・設計の実施 3 その他特に必要な業務	
	※上記の詳細	
担当者	所属	
	職氏名	
	連絡先	T E L F A X

災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と公益社団法人地盤工学会東北支部（以下「乙」という。）において、地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力に関する協定を次の条項に定めるところにより締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携の下に相互に協力し、地盤災害発生時の調査や地盤災害の減災及び防災対策に向けた取組を通して、災害対応力の強化や防災技術の向上に資することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、地盤災害に関する次の事項について連携及び協力を図るものとする。

- （1）地盤災害発生時の調査における技術的な助言、社会資本の整備及び管理における技術的課題解決に関すること。
- （2）地域の防災力向上と技術者の技術力の向上及び育成に関すること。
- （3）その他、甲と乙が必要と認める事項。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のどちらも申出がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（経費の負担）

第4条 地盤災害発生時の調査における技術的な助言や社会資本の整備及び管理における技術的課題解決に関することに要する費用については、原則として乙が負担するものとする。

2 前項以外に要する費用については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 この協定を円滑に実施するために、別途確認事項を定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年11月9日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部長 柴田 公博

乙 宮城県仙台市青葉区本町二丁目5番1号
公益社団法人地盤工学会
東北支部長 松崎 薫

災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定書 確認事項

1 第2条「連携及び協力する事項」について

(1) 第2条(1)の「地盤災害発生時の調査における技術的な助言や、社会資本の整備及び管理における技術的課題解決に関すること」とは、次のとおりとする。

①「地盤災害発生時の調査における技術的な助言」とは

- ・地盤災害が発生した時に県からの要請により現地踏査による調査を行い、技術的な助言を行うこと等をいう。
なお、地盤災害とは、自然災害により発生する地盤に関する災害のことをいい、斜面崩壊、落石、地すべり、地盤沈下、陥没、地震などによって発生する液状化現象、火山噴火による火砕流などを含むものとする。

②「社会資本の整備及び管理における技術的課題解決に関すること」とは

- ・道路や河川、砂防、港湾、空港等の社会資本の整備や管理をしている際に発生する、地盤や地質に関する突発的な異常事態や通常の業務の範囲内では対処できない技術的な課題に関して調査方針や対策方針の提案・助言を行うことをいう。

(具体例)

- トンネルや橋梁下部工施工時の地盤変状、斜面変状、地盤沈下、路面の陥没・亀裂等の異常事態への対応等を行うもの。
- 土構造物の設計や工法の選定、施工などを検討する技術検討会等へのアドバイザー派遣を行うもの。

(2) 第2条(2)の「地域の防災力向上と技術者の技術力向上及び育成に関すること」とは、次のとおりとする。

①「地域防災力向上と技術者の技術力向上及び育成」とは

- ・地盤災害の減災・防災に関連した職員向けの研修や出先機関等で地域住民等を対象に実施する出前講座などへの講師の派遣を行うことをいう。

(具体例)

- 地域住民の出前講座の実施
大雨による崖崩れや土石流、地すべり等の地盤に係る災害について、地域住民を対象にした出前講座などを実施することをいう。
- 部内研修会の実施
大雨による崖崩れや土石流、地すべり等の地盤に係る災害についてのメカニズム、応急対策、対策方法などの研修を実施することをいう。

2 第4条「経費の負担」について

(1) 第4条の「地盤災害発生時の調査における技術的な助言や社会資本の整備及び管理における技術的課題解決に関することに要する費用について」は、次のとおりとする。

①「乙（地盤工学会東北支部）の負担」について

- ・地盤災害発生時の初動期の現地調査や所見等に関する費用については、乙の負担とする。なお、現地調査にあたっては、県の送迎が可能な場合は、極力その対応を行う。

②「前項以外に要する費用について、甲と乙が協議して決める」とは

- ・初動期の現地調査後の検討委員会の立ち上げや測量、地質調査等に費用が発生した場合には、甲・乙相談の上負担方法等を定めるものとする。
- ・第2条(2)の「地域の防災力向上と技術者の技術力向上及び育成」に関し、県の依頼により研修講師の派遣を行った場合、県の規定による報償費を甲から支払うことができるものとする。

3 連絡体制の整備について

(1) 地盤工学会東北支部は、応援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を毎年度支部総会終了後、秋田県技術管理課に提出するものとする。

様式1（記載例1）

〇〇 ー 〇〇〇〇
平成 年 月 日

公益社団法人地盤工学会東北支部長 様

秋田県建設部長
（公印省略）

災害時における調査及び防災の連携・協力の依頼について

「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり災害発生の調査における技術的助言について、連携協力を依頼します。

記

- 1 応援要請月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 業務対象箇所
〇〇建設事務所管内（主要地方道 〇〇線 〇〇市〇〇地内）
- 3 業務内容
〇〇地震による〇〇施設の斜面崩壊に伴う調査及び技術的助言
- 4 問い合わせ先
秋田県建設部〇〇課 担当者〇〇 電話番号〇〇

様式1（記載例2）

〇〇 ー 〇〇〇〇
平成 年 月 日

公益社団法人地盤工学会東北支部長 様

秋田県建設部長
（公印省略）

災害時における調査及び防災の連携・協力の依頼について

「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり社会資本整備及び管理における技術的課題解決について、連携協力を依頼します。

記

- 1 応援要請月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 業務対象箇所
〇〇建設事務所管内（主要地方道 〇〇線 〇〇市〇〇地内 〇〇トンネル）
- 3 業務内容
〇〇〇〇トンネル施工による地盤変状に伴う対策工法等の技術検討会へのアドバイザー派遣
- 4 問い合わせ先
秋田県建設部〇〇課 担当者〇〇 電話番号〇〇

様式1（記載例3）

〇〇 ー 〇〇〇〇
平成 年 月 日

公益社団法人地盤工学会東北支部長 様

秋田県建設部長
（公印省略）

災害時における調査及び防災の連携・協力の依頼について

「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり地域の防災力向上と技術者の技術力向上及び育成について、連携協力を依頼します。

記

- 1 応援要請月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 業務対象箇所
〇〇建設事務所管内
- 3 業務内容
大雨により土石流や地すべり災害の発生メカニズムについて、〇〇建設事務所主催の地域住民を対象とした出前講座への研修講師の派遣
- 4 問い合わせ先
秋田県建設部〇〇課 担当者〇〇 電話番号〇〇

様式2

平成 年 月 日

秋田県建設部長 様

公益社団法人地盤工学会東北支部長
（公印省略）

緊急点検の報告について

平成 年 月 日付け〇〇－〇〇〇〇で連携協力依頼のあった災害発生の調査における技術的助言について、完了したので別添のとおり報告します。

様式3

平成 年 月 日

地盤災害調査報告書（2 / 2）

路線・河川名等	
調査場所	
(写真)	

災害時における応急対策業務に関する基本協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、秋田県内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、秋田県地域防災計画に基づき、秋田県（以下「県」という。）が一般社団法人秋田県建設業協会（以下「協会」という。）に対し、県建設部が所管する公共土木施設（県営住宅団地を含む。）の応急対策の実施について協力を要請するために必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等によるものであって、県が協会に対し応急対策業務の実施について協力を要請する必要があると認めたものをいう。

（協力業務の内容）

第3条 この協定に基づく協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 被災状況の調査
- (3) 重機・資機材等の調達
- (4) 応急対策工事の実施
- (5) その他特に必要な業務

（協力業務に関する費用の負担）

第4条 前条(1)に掲げる協力業務の実施に要する費用は無償とする。

2 前条(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる協力業務の実施に要する費用は県が負担する。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、県においては建設部河川砂防課長、協会においては専務理事とする。

（実施規定）

第6条 この協定に基づき、地域振興局長、建設部下水道マネジメント推進課長及び建設部出先機関の長と正会員協会の会長は、実施事項に関し協定を締結するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間が満了する日の1月前までに双方のいずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件で更に1年間協定を継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（基本協定細目）

第8条 この協定に基づく業務の実施に関し必要な事項については、基本協定細目に定める。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項については、双方が協議して定める。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、県及び協会が記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年4月1日

秋田市山王四丁目1番1号
秋 田 県
秋田県知事 佐竹 敬久

秋田市山王四丁目3番10号
一般社団法人秋田県建設業協会
会 長 村岡 淑郎

附 則

本協定は平成18年2月21日から施行する。

本協定は平成24年8月21日から施行する。（一部改正）

本協定は令和2年4月1日から施行する。（一部改正）

災害時における応急対策業務に関する基本協定細目

（趣 旨）

第1 この基本協定細目（以下「細目」という。）は、災害時における応急対策業務に関する基本協定第8条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡調整）

第2 協力業務の円滑な執行を確保するため、地域振興局建設部長は、地域振興局の所管区域内に県管理の下水道が整備されている場合においては建設部下水道マネジメント推進課長、所管区域内の建設部出先機関及びその区域を所管する一般社団法人秋田県建設業協会の正会員である協会（以下「正会員協会」という。）との連絡調整に当たるものとする。

（構成会員名簿の提出）

第3 正会員協会の会長（以下「正会員協会長」という。）は、当該正会員協会の区域を所管する地域振興局建設部長に対し、正会員協会の構成会員の名簿を毎年度4月20日までに提出するものとする。

- 2 正会員協会長は、前項の規定による名簿に変更が生じたときは、速やかに地域振興局建設部長に通知するものとする。
- 3 地域振興局建設部長は、正会員協会長から名簿の提出又は変更の通知があったときは、地域振興局の所管区域内に県管理の下水道が整備されている場合においては建設部下水道マネジメント推進課長及び、所管区域内の建設部出先機関の長にその写しを送付するものとする。

（被災情報収集等担当会員）

第4 地域振興局建設部長、建設部マネジメント推進課長及び建設部出先機関の長（以下「地域振興局建設部長等」という。）は、あらかじめ正会員協会長と協議して、所管する区域を細分し被災情報収集区域（以下「収集区域」という。）を定めるものとする。

- 2 地域振興局建設部長等は、第3の規定に基づき正会員協会長から提出された構成会員の名簿の中から、正会員協会長の推薦を得て、前項の規定に基づきあらかじめ定めた収集区域毎に、災害発生時において被災情報の収集等を行う被災情報収集等担当会員（以下「担当会員」という。）を選定し、正会員協会長に通知するものとする。
- 3 前項の規定に基づき通知を受けた正会員協会長は、担当会員に通知するものとする。
- 4 地域振興局建設部長等及び担当会員は、災害時における連絡体制をあらかじめ協議して定めるものとする。

（被災情報の収集及び連絡）

第5 担当会員は、次に掲げる場合は、自主的に担当収集区域の被災情報の収集を行うものとする。

- (1) 地域振興局の管内に震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 地域振興局の管内に津波が発生した場合
- (3) 地域振興局の管内に豪雨その他異常な自然現象による災害が発生した場合又は発生のおそれのある場合
- (4) 地域振興局の管内に大規模な事故等が発生した場合

- 2 担当会員は、前項の規定に基づき収集した被災情報を、第4第4項に定める連絡体制により連絡するものとする。
- 3 地域振興局建設部長等は、前項の規定に基づき受領した災害情報を地域振興局長に報告するものとする。
- 4 前項の規定に基づき報告を受けた地域振興局長は、地域振興局建設部長等に必要の対応を指示することができるものとする。

（被災状況の調査）

第6 地域振興局建設部長等は、災害の発生に伴い緊急かつ詳細に被災状況を把握する必要があると認められるときは、

担当会員に対し、担当する収集区域の被災状況の詳細な調査を要請するものとする。

- 2 前項の規定に基づき被災状況の詳細な調査を要請したときは、地域振興局長、建設部下水道マネジメント推進課長及び建設部出先機関の長は、遅滞なく委託契約を締結するものとする。

（重機・資機材等の調達の手配）

第7 地域振興局建設部長等は、災害の発生に伴う応急対策のため、重機・資機材等の調達が必要と認められるときは、正会員協会長に対しこれらの調達の手配を要請するものとする。

- 2 正会員協会長は、正会員協会の区域を所管する地域振興局建設部長等から前項規定に基づく要請があったときは、速やかに構成会員又は重機・資機材等のリース、販売業者等（以下「リース業者等」という。）の手配を行うものとする。
- 3 正会員協会長は、構成会員又はリース業者等自身の被災等により、前項の規定に基づく手配が困難と判断したときは、その旨を地域振興局建設部長等に連絡するとともに、他の正会員協会等に対し手配の協力を要請するものとする。
- 4 前3項の規定に基づき、構成会員又はリース業者等から重機・資機材等を調達したときは、地域振興局長、建設部下水道マネジメント推進課長及び建設部出先機関の長は、遅滞なく契約を締結するものとする。

（応急対策工事の実施）

第8 地域振興局建設部長等は、速やかな応急対策工事（道路啓開含む）（以下「応急対策工事」という。）が必要と認められるときは、応急対策工事の施行箇所等を提案し、原則として構成会員の中から応急対策工事施工者（以下「工事施工者」という。）を選定し、出勤を要請するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域振興局建設部長等は、構成会員自身の被災が著しいことなどにより出勤を要請することが適当でないと判断したときは、所管する区域以外の構成会員に対し要請することができるものとする。
- 3 工事施工者は、地域振興局建設部長等の指示に従い、速やかに応急対策工事に着手するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定による要請をしたときは、地域振興局長、建設部下水道マネジメント推進課長及び建設部出先機関の長は遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。
- 5 道路啓開について、地域振興局建設部長等は、あらかじめ正会員協会長と協議して、所管する区域を細分し構成会員の担当業務区間をあらかじめ定めた上で正会員協会長に通知するものとする。
- 6 前項の規定に基づき通知を受けた正会員協会長は、担当業務区間を構成会員に通知するとともに、業務の実施に必要な構成会員の建設資機材等の数量を把握し、その書面を地域振興局建設部長等に提出するものとする。

（協力業務の実施に伴う損害の負担）

第9 協力業務の実施に伴い、地域振興局建設部長等及び工事施工者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は重機・資機材等に損害が生じたときは、工事施工者は速やかにその状況を書面により地域振興局建設部長等に報告するものとし、その処置については、地域振興局建設部長等及び工事施工者が協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第10 協力業務の従事者が本人の責に帰さない理由により、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、協力業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

附 則

この細目は、平成18年2月21日から施行する。

この細目は、平成24年8月21日から施行する。（一部改正）

この細目は、令和2年4月1日から施行する。（一部改正）

この細目は、令和7年1月6日から施行する。（一部改正）

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県建設産業団体連合会（以下「乙」という。）は、秋田県内において地震、津波、豪雪、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）への応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、応急対策業務の実施について応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害発生時等に、応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、乙に応援を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、応援するものとする。

（応援業務）

第3条 甲が乙に対し応援を要請する応急対策業務（以下「応援業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 被災状況の調査
- (3) 重機、資機材等の調達
- (4) 応急対策工事の実施
- (5) その他特に必要な業務

（応援業務の実施手続）

第4条 乙は、応援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

- 2 甲は、応急対策業務への応援が必要と認めるときは、乙に加盟する各団体の会員のうち応援業務を実施できると認められる者（以下「応援業務候補者」という。）の斡旋を乙に要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があった場合は、応援業務の実施箇所ごとに、応援業務候補者の斡旋を行うものとする。
- 4 甲は、乙の斡旋に基づき応援業務を実施する者（以下「応援業務実施者」という。）を選定したときは、遅滞なくこれを乙及び当該応援業務実施者に通知するものとする。
- 5 応援業務実施者は、甲の指示を受けて、応援業務を行うものとする。
- 6 応援業務実施者が応援業務を実施したときは、当該応援業務の完了後速やかに業務内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 第3条第1号に掲げる応援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 第3条第2号から第5号までに掲げる応援業務の実施に要する費用は、甲の負担とする。

（災害補償）

第6条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援業務実施者の責任において行うものとする。

（市町村に対する応援）

第7条 市町村は、当該市町村が実施する応急対策業務について、乙による応援の要請を甲に依頼することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による依頼があった場合は、当該市町村に対する応援業務候補者の斡旋を乙に要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、協力するものとする。
- 4 応援業務の実施に要する費用の負担その他の必要な事項については、斡旋を要請した市町村と応援業務実施者が協議して決めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。

- 2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

（補則）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

（他の協定の適用）

第10条 この協定に定めるもののほか甲と乙又は乙に加盟する各団体との間において応急対策業務への応援活動に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年8月21日

秋田市山王四丁目1番1号

秋 田 県

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田市山王四丁目3番10号

秋田県建設産業団体連合会

会 長 菅 原 三 朗

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目

（趣旨）

第1 この協定細目は、「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定」（以下「協定」という。）第9条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制の整備）

第2 連合会は、応援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を秋田県総務部総合防災課（以下「総合防災課」という。）に提出するものとする。

（応援の要請）

第3 地方機関は、応急対策業務において連合会による応援が必要と判断した場合は、応急対策業務の応援要請書（様式1）により、地域振興局にあつては、総合防災課に、地域振興局以外の地方機関にあつては、本庁主管課を経由して総合防災課に依頼するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、地方機関は、連合会に加盟する団体の地域の責任者に直接要請できるものとし、その後速やかに総合防災課及び本庁関係課に報告するものとする。

2 総合防災課は、地方機関からの依頼を受けたときは、速やかに当該依頼文書を連合会に送付し、応援を要請するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、地方機関からの要請の依頼及び総合防災課からの要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等（以下「電話等」という。）により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応援業務候補者の斡旋）

第4 連合会は、応援を要請された場合は、応援業務の実施箇所及び重機、資機材等の保管状況等を勘案し、応援業務候補者を選定し、応援業務候補者名簿（様式2）により地方機関に通知するとともに、総合防災課及び本庁主管課に報告するものとする。

2 前項に規定する通知及び報告は、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応援業務実施者の選定）

第5 地方機関は、応援業務候補者名簿のうちから応援業務実施者を選定するものとし、選定した場合は、連合会に通知するとともに、総合防災課及び本庁主管課に報告するものとする。

（応援業務の実施）

第6 応援業務実施者は、地方機関の指示に従い、速やかに応援業務に着手するものとする。

2 地方機関は、協定第3条第2号から第5号までに掲げる応援業務を要請した場合は、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

（完了報告書）

第7 協定第4条第6項に規定する報告書は、作業人員、作業機械、資材等の使用状況を記載し、図面、写真、作業日報、資材納入伝票等の資料を添付するものとする。

（市町村からの応援の要請）

- 第8 市町村は、応急対策業務において連合会による応援が必要と判断した場合は、応急対策業務の応援要請依頼書（様式3）により当該市町村を管轄する地域振興局を経由して、総合防災課に依頼するものとする。
- 2 総合防災課は、市町村からの依頼を受けたときは、速やかに当該依頼文書を連合会に送付し、当該市町村に対する応援業務候補者の斡旋を要請するものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、市町村からの要請の依頼及び総合防災課からの要請は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

附則

この細目は、平成19年8月21日から施行する。

附則

この細目は、平成22年7月 8日から施行する。

様式第1（第3関係）

〇〇-〇〇〇〇

平成 年 月 日

（秋田県建設産業団体連合会長等） 様

（地方機関の長） 印

応急対策業務の応援要請書

「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目」第3第1項の規定に基づき、応急対策業務への応援を次のとおり要請します。

場所	※位置図等を添付してください。	
内容	※該当するものに○	
	1 被災情報の収集及び連絡 3 重機、資機材等の調達 5 その他特に必要な業務	2 被災状況の調査 4 応急対策工事の実施
	※上記の詳細	
担当者	所属	
	職氏名	
	連絡先	TEL FAX

様式第2（第4関係）

平成 年 月 日

（地方機関の長）

（秋田県建設産業団体連合会長等） 印

応援業務候補者名簿について（通知）

平成 年 月 日付け〇〇-〇〇〇〇により要請のあった応急対策業務の応援を実施する候補者は、次のとおりです。

候補者①	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX
候補者②	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX
候補者③	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX

※法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

様式第3（第8関係）

〇〇-〇〇〇〇

平成 年 月 日

秋田県知事

(市町村長) 印

応急対策業務の応援要請依頼書

応急対策業務に関し、秋田県建設産業団体連合会による応援について、次のとおり要請するようお願いします。

場所	※位置図等を添付してください。	
内容	※該当するものに○	
	1 被災情報の収集及び連絡 3 重機・資機材等の調達 5 その他特に必要な業務	2 被災状況の調査 4 応急対策工事の実施
	※上記の詳細	
担当者	所属	
	職氏名	
	連絡先	TEL FAX

県、市町村及び国土交通省保有の建設機械等

1 県保有分

（令和6年3月現在）

区分	ロータリー 除雪車	除雪 トラック	除雪 グレーダー	除雪 ドーザー	小型除雪車	凍結防止剤 散布機	計
鹿角	6	2	6	9	5	4	32
北秋田	6	2	9	6	6	6	35
山本	3	4	3	3	8	5	26
秋田	3	5	11	4	9	9	41
由利	5	5	10	3	18	7	48
仙北	10	4	13	9	12	8	56
平鹿	10	3	12	3	7	4	39
雄勝	9	1	11	4	8	5	38
合計	52	26	75	41	73	48	315

2 市町村保有分

（令和6年3月現在）

区分	ロータリー 除雪車	除雪 トラック	除雪 グレーダー	除雪 ドーザー	小型除雪車	凍結防止 剤散布機	その他	計
秋田市	4	1	13	5	8	10	0	41
能代市	2	0	2	6	4	1	0	15
横手市	9	0	3	40	9	1	0	62
大館市	3	1	5	12	2	0	0	23
男鹿市	0	0	1	3	0	2	0	6
湯沢市	4	0	2	22	2	1	0	31
鹿角市	0	0	0	0	0	2	0	2
由利本荘市	11	2	5	33	7	3	0	61
潟上市	1	0	0	5	0	0	0	6
大仙市	12	3	7	29	8	2	0	61
北秋田市	6	2	2	15	4	1	0	30
にかほ市	2	0	0	7	2	0	0	11
仙北市	5	0	1	14	1	0	0	21
小坂町	0	0	0	4	1	1	0	6
上小阿仁村	1	0	0	3	1	0	0	5
藤里町	1	0	0	4	1	0	0	6
三種町	0	0	2	7	1	0	0	10
八峰町	3	0	0	10	4	2	0	19
五城目町	1	0	0	1	0	0	0	2
八郎潟町	0	0	0	2	0	0	0	2
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0
大潟村	1	2	0	0	0	0	0	3
美郷町	5	1	2	9	5	0	0	22
羽後町	3	0	1	11	1	1	1	18
東成瀬村	3	0	0	4	0	1	0	8
合計	77	12	46	246	61	28	1	471

3 災害対策用機械・通信設備一覧表（国土交通省東北地方整備局）

（令和7年12月現在）

区分	機 械 名	配 備 先			合 計
		秋田河川国道 事務所	湯沢河川国道 事務所	能代河川国道 事務所	
災害対策用機械	排水ポンプ車	3	3	2	8
	照明車	2	2	2	6
	対策本部車	2			2
	待機支援車	1			1
	衛星通信車	1			1
	土のう造成機	1			1
	応急組立橋	2	2		4
通信設備	Ku-SAT	1	1	1	3
	i-RAS	1	1	1	3
	公共 BB	1			1

自衛隊の災害派遣に係る様式

1 災害派遣要請

(1) 市町村長から知事への派遣要請

様式-1

文書番号

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

市町村長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。

1 災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災害の種類

(2) 災害発生日時 令和 年 月 日 時 分

(3) 災害発生場所

(4) 派遣要請の事由

2 要請の日時 令和 年 月 日 時 分

3 派遣を希望とする期間

令和 年 月 日 時 分から、救出活動に必要とする時間

4 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域

(2) 活動内容

5 その他参考事項（判明している事項で良い）

(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

・ 連絡責任者 機関名 職・氏名 電話／FAX番号

・ 現地対策本部 機関名 職・氏名 電話／FAX番号

(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）

(注) 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。

(2) 知事から指定部隊長に対する派遣要請

様式-2

		文書番号	
		令和	年 月 日
様			
		知 事	
自衛隊の災害派遣について（要請）			
このことについて、自衛隊法第83条の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請します。			
1	災害の状況及び派遣要請の理由		
	(1) 災害の種類		
	(2) 災害発生日時	令和	年 月 日 時 分
	(3) 災害発生場所		
	(4) 派遣要請の事由		
2	要請の日時		
	令和	年 月 日	時 分
3	派遣を希望とする期間		
	令和	年 月 日	時 分から、救出活動に必要とする時間
4	派遣を希望する区域及び活動内容		
	(1) 派遣希望区域		
	(2) 活動内容		
5	その他参考事項（判明している事項で良い）		
	(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況		
	(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況		
	(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法		
	・ 連絡責任者	機関名	職・氏名 電話／FAX番号
	・ 現地対策本部	機関名	職・氏名 電話／FAX番号
	(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）		
(注) 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。			

2 撤収要請

(1) 市町村長から知事への撤収要請

様式-3

文書番号
令和 年 月 日

（あて先）秋田県知事

市町村長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

秋田県 郡 町の捜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、令和 年 月 日 時 分をもって撤収するようお願いします。

(2) 知事から指定部隊長に対する撤収要請

様式-4

文書番号
令和 年 月 日

様

知 事

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

秋田県 郡 町の捜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、令和 年 月 日 時 分をもって撤収するよう、要請くださるようお願いします。

3 自衛隊が保有する航空機の諸元及び性能

区 分	陸上自衛隊		航空自衛隊（秋田救難隊）			
	OH-6J 観 測	UH-1J 多用途	CH-47 輸 送	U-125A 捜索機	UH-60J 救助機	
乗 員	1 (P) 2 人	2 (P) 11 人	2 (P) 55 人 整備員×1 人	2 (P) 9 人	2 (P) 14 人	
機 体	全 幅	8.03m	14.69m	16.26m	15.66m	5.41m
	全 長	9.24m	17.44m	30.18m	15.60m	19.76m
	全 高	2.71m	3.97m	5.69m	5.36m	3.76m
	ローター直径	8.03m	14.69m	18.29m	—	16.36m
最大全備重量		1,157kg	1,760kg	22,680kg	12,700kg	
最大速度		243km/h	240km/h	274km/h	845km/h	
航続距離		515km	439km	474km	4,450km	
実用上昇限度		4,389m	約 5,300m	2,674m	13,100m	
備 考	1 本表の諸元はおおむね実用諸元である。 2 ヘリコプターの性能は、気象、地形等の相互関係によって相当の変化がある。 3 陸上自衛隊が所有する航空機については、県内所在部隊には装備されていない。					

秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第1条 この協定は、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、秋田県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町等の長が、消防防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に秋田県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 消防防災ヘリによる活動が最も有効であること。

第5条 応援要請は、秋田県消防防災航空隊（以下「消防防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行現場離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに、災害発生の市町等の長に通報するものとする。

（消防防災航空隊の隊員の指揮）

第7条 前条第1項の規定により消防防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町等の消防長が行うことができるものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第8条 応援要請に基づき消防防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生の市町等の長から消防防災航空隊の隊員を派遣している市町等の長に対し、秋田県消防相互応援協定書（平成6年12月1日締結。以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、秋田県が負担するものとする。

2 前条に該当する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、秋田県が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、秋田県及び市町等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本18通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成11年4月1日から施行する。

秋田県	知事	寺田典城
秋田市	市長	石川錬治郎
五城目町	町長	佐藤邦夫
鹿角広域行政組合	管理者	杉江宗祐
大館周辺広域市町村圏組合	管理者	小畑元
鷹巣阿仁広域市町村圏組合	管理者	金田陽太郎
ニッ井町藤里町消防一部事務組合	管理者	丸岡一直
能代地区消防一部事務組合	管理者	宮腰洋逸
山本郡南部地区消防一部事務組合	管理者	石井洋佑
湖東地区行政一部事務組合	管理者	北嶋義則
男鹿地区消防一部事務組合	管理者	佐藤一誠
河辺雄和地区消防一部事務組合	管理者	大山博美
本荘地区消防事務組合	管理者	柳田弘
仁賀保地区消防組合	管理者	巴徳雄
矢島地区消防組合	管理者	佐藤清圓
大曲仙北広域市町村圏組合	管理者	高橋司
横手平鹿広域市町村圏組合	理事会代表理事	五十嵐忠悦
湯沢雄勝広域市町村圏組合	理事会代表理事	二坂信邦

大規模特殊災害時における広域航空消防応援（抜粋）

昭和 61 年 5 月 30 日消防救第 61 号
各都道府県知事あて消防庁次長

標記の件については、これまでの大規模な地震、風水害、林野火災等の例をひくまでもなく、消防行政における極めて重要な課題であるが、消防庁としてはこの点について昨年 10 月以来都道府県消防主管課長会、全国消防長会、市町村消防機関の協力を得てその円滑な実施方策について検討を進めてきたところである。今般その結果をふまえ、別添のとおり「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（以下「要綱」という。）及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」（以下「細目」という。）を定めたので、その趣旨を御理解の上、下記事項にも十分留意してその円滑かつ適切な実施が図られるようお願いする。

なお、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事組合を含む。）にもこの旨周知するとともによろしく御指導願いたい。

記

- この要綱及び細目は、消防組織法第 24 条の 3 の規定に基づいて大規模特殊災害発生地 of 市町村が他の都道府県の市町村が保有するヘリコプターを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請する場合の一般的なマニュアルを定めたものである。従って、消防組織法第 21 条第 2 項の規定に基づき同趣旨の相互応援協定がすでに締結されている場合又は費用負担等について別途の協議が成立している場合には、当該応援協定等によることで差し支えない。
- 広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、要綱第 3 項に掲げる災害でヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものである。
大規模特殊災害に該当するか否かの判断は、具体的事例に即して関係機関が協議して行うものであるが、この協議は要請側市町村の消防長の判断に基づく当該市町村長の要請により始まることになるので、要請側市町村の消防長及び長は迅速、適確な要請が行えるよう平素より留意しておくこと。
- 要請第 5 項に基づく別表に示された応援側市町村の保有するヘリコプターの応援可能地域は、一応の目安として都道府県名を表示しているので、条件によってはその周辺地域においても応援が可能な場合があることに留意すること。
- 応援要請手続きは、迅速性を担保するために災害発生場所、日時、概要及び必要な応援の概要を明らかにした要請等とその後の詳細な情報提供という二段階に区分している。
この場合において、要請側市町村の消防長は、要請後の情報提供については、全ての項目が判明しなくても飛行可能な場合があることに留意し、応援側市町村の消防長と連絡を密にしながらか判明した部分から随時行うこととする。

- 5 応援側市町村の消防長は、応援可能と判断した場合には、できるだけ速やかに市町村長に報告して応援の決定、通知等を行うこと。この場合において、必ずしも都道府県、消防庁長官を通じた要請を待つことなく、要請市町村からの直接の連絡に基づいて応援を行うよう努めるとともに、要請後の情報提供についても可能なものは応援決定又は飛行後に求めることとするなど弾力的に行うよう留意すること。
- 6 応援出動したヘリコプターと要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡は、消防無線の全国共通波によるものとされているので、応援側市町村の消防本部及び要請側市町村の消防本部は全国共通波を実装した無線機の整備に努めること。
- 7 広域航空消防応援を円滑かつ適切に行うためには、要請側市町村においてヘリコプターの適切な受入体制が準備されていなければならない。このため要請側市町村及び要請側都道府県は事前計画を作成し、そのうちの必要事項については消防庁長官に届出等を行うものとされている。事前計画の内容及び消防庁長官に届出を要する事項については、細目第3項及び第4項に示されているとおりであるから、要請側の市町村及び都道府県においては早急に検討を行い、消防庁長官に届出を行う等の措置を講ずるとともに、その大綱を地域防災計画に盛り込んでおくこと。
また、ヘリポート又は臨時離着陸場の整備については、避難地整備の一環として防災まちづくり事業の対象となる場合があるのでよく検討を行うこと。
- 8 ヘリコプターの性能に変更があったとき又は新たにヘリコプターを保有することとなった時には、その性能、活動能力等を消防庁長官に提供しておくこととされているので留意すること。
- 9 広域航空消防応援に要する経費の負担区分の原則は、要綱第14項及び細目第7項に定めるとおりである。要請側都道府県においては、ヘリコプターの応援が要請される災害の広域的対応の必要性を考慮して、要請側市町村が負担することとなる経費の一部を補助することについて検討しておくことが望ましいこと。
また、経費の負担については、従来の応援出動の場合、応援側と要請側との協議によりその都度定められている例が多いので、要綱に定める経費負担の原則に拘泥して応援要請の機会を逸することのないよう特に留意することとし、適時適切に消防庁に連絡、協議されたいこと。
- 10 要綱の実効性を高めるために、要請側市町村と応援側市町村とは随時協議の上広域航空消防応援の訓練を行うことについて積極的に検討を行うこと。
- 11 要綱第5項に基づき別表に示されたヘリコプターの応援可能地域を参考として、各都道府県及び市町村においては消防防災ヘリコプターの積極的導入に努めること。この場合、都道府県及び市町村の共同による多目的かつ広域的な利用の方式を十分検討すること。
- 12 ヘリコプター以外の手段による消防機関相互の広域的応援が必要な場合で、当該応援に関し相互応援協定の締結等が行われていない場合にも、この要綱の考え方を参考として広域的応援に積極的に行うよう努めること。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和61年5月30日 消防救第61号

最終改正 令和2年7月17日 消防広第190号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地各市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地各市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 応援側市町村
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

(1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

(2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。
この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。
この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届出している場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届出している場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める

- 18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

- 19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

昭和61年5月30日 消防救第61号

最終改正 令和2年7月17日 消防広応第119号

1 目的

この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第19項の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の手続等の細部事項について定めるものとする。

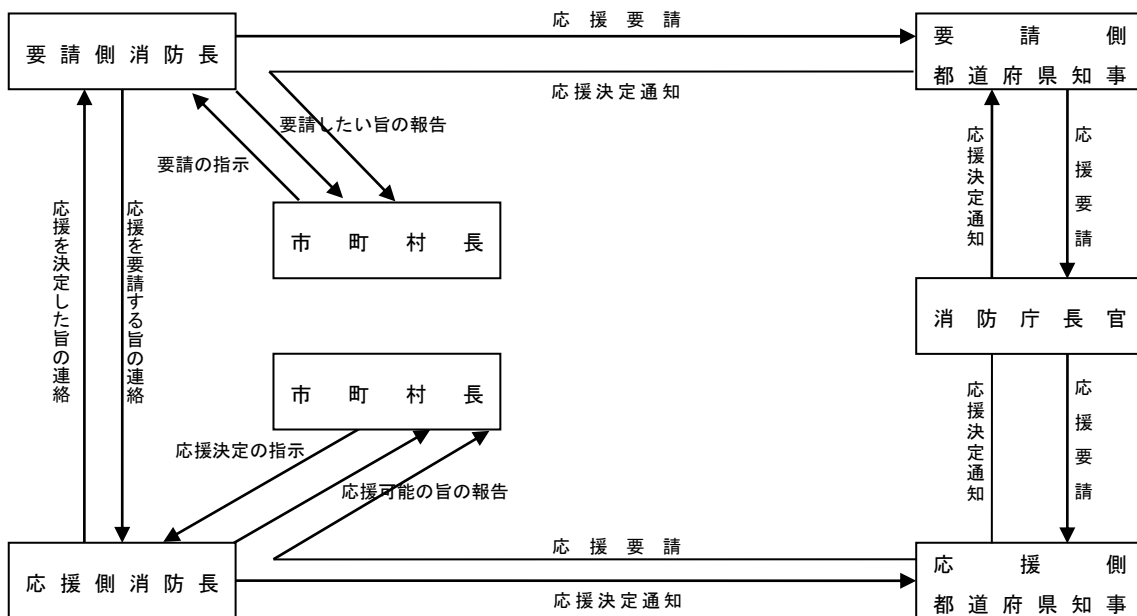
2 用語の定義

- (1) 要請側市町村
要綱第2項第1号における要請側市町村をいう。
- (2) 要請側都道府県
要綱第2項第2号における要請側都道府県をいう。
- (3) 応援側市町村
要綱第2項第3号における応援側市町村をいう。
- (4) 応援側都道府県
要綱第2項第4号における応援側都道府県をいう。

3 広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知手続の順序は、次図のとおりとする。

図 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



- (2) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式1（①から⑦までに限る。）により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (3) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1（⑧から⑩までに限る。）により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (5) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。

4 通信連絡

要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は統制波とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

(1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等
- ② 燃料の補給体制
- ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
- ④ 離発着場への職員の派遣
- ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
- ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。

6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等

(1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 要綱第13項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
- ② 昼間、夜間における連絡体制
- ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
- ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助

(2) 要綱第14項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出るものとする。

(3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

7 事故時の連絡等

(1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）に速やかに連絡するものとする。

- ① 人の死傷を伴う事故
- ② 航空機の重大な損傷事故
- ③ 救難対策を必要とする事故

(2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。

(3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。

8 応援側市町村及び応援側都道府県の届出

(1) 要綱第15項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式4
- ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5
- ③ 救助器具 様式6

(2) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

9 消防庁長官の情報提供

- (1) 要綱第16項第1号に定める情報提供は、様式3によるものとする。
- (2) 要綱第16項第2号に定める情報提供は、様式6及び様式7によるものとする。

10 費用の支払方法

要綱第17項に定める応援に要した経費の負担区分及び支払方法については、次の各号による。

- (1) 応援側市町村の長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後14日以内に当該応援に要した経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
- (2) 要請側市町村の長は、通知を受けてから7日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。
- (3) 要請側市町村は、第1号の通知があった日から90日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

様式1

広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	要請側都道 府県連絡者	消 防 庁	応援側都道 府県連絡者	応援側消防 本部連絡者

① 応 援 側 市 町 村 名	
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	消防本部消防長 市 町 村 長
③ 要 請 日 時	年 月 日 時 分
④ 災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分 (要請時に災害発生日時が判明していない場合は覚知日時を記入)
⑤ 災 害 発 生 場 所 災 害 の 概 要	
⑥ 応 援 の 種 別 活 動 拠 点	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援 ①定置場 ②離発着場
⑦ 応 援 の 概 要	
⑧ 応 援 の 具 体 的 内 容 及 び 応 援 資 機 材	

⑨ 離着陸可能な場所	第1順位	
	第2順位	
⑩ 給油体制	給油の可否	可・否
	給油方法	
	体制作りの所要時分	
⑪ 現場最高指揮者 職・氏名・無線局名		
⑫ 離発着場における 資機材の準備状況		
⑬ 他機関の航空機及 びヘリの活動状況		
⑭ 他の消防本部に対す る応援ヘリ要請状況		
⑮ 気象の状況	天候 風向 風力	m/s 視界 m
⑯ ヘリの誘導方法		
⑰ 要請側消防本部 連絡先		
⑱ その他		

様式2

離着陸場調査表

離着陸場名				公共用	
				非公共の別	
所在地	地名・地番				
	座 標		北緯		東経
	所有者又は管理者	住所			電話番号
		氏名			職業
土地の 状 況	長さ・幅				
	勾 配	縦断勾配		横断勾配	
	表 面				
	散水の必要性				
恒 風 方 向					
付近障害物の状況					
離発着場との連絡方法					
給 油 体 制		給油の可否			
		給油用法			
応援航空部隊と要請側 消防本部との連絡方法					
その他参考事項					

離発着場位置図（1／ ） 1／50,000	離発着場位置図（1／ ） 1／10,000
離発着場見取図（恒風方向を矢印のこと）	
1／3,000	

様式4

ヘリの性能・活動可能地域調査表

消防本部名又は都道府県名			
機 種			
機 名			
機体	製 造 会 社 名		
	型 式		
	全 長 (m)		
	主回転翼直径 (m)		
座席数	乗 務 員 (人)		
	旅 客 (人)		
重量	全 備 重 量 (kg)		
	空 虚 重 量 (kg)		
	有 効 搭 載 量 (kg)		
エ ン ジ ン	製 造 会 社		
	型 式		
	基 数		
性能	最大速度 (km/h)		
	巡航速度 (km/h)		
	航続距離 (km)		
	航続時間 (h)		
	実用上昇速度 (m)		
	耐風性能 (m/s)		
燃料	使 用 燃 料		
	タンク容量 (l)		
	増槽タンク容量 (l)		
	消費量 (l/h)		
装置	カーゴスリング (kg)		
	ホイスト (kg)		
	タンカ (人分)		
	照明装置の性能		
	他の 主な 装置		

使用可能な無線波 （消防・航空すべて）		
全備重量から、予備飛行時間30分を差し引いて算出した航続距離（時間） 【航空隊基地を拠点】	km （時間分）	km （時間分）
上記航続距離によりカバー可能な都道府県名 【各都道府県管轄航空隊基地を拠点】		

- （注）1 全長——主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ
- 2 旅客等——最大座席数から2名を差し引いた数
- 3 巡航速度——全備重量での標準大気中の高速巡航速度
- 4 航続距離——巡航速度による航続距離（標準燃料タンク使用、残燃料なし）
- 5 航続時間—— “ 航続時間（ “ ” ）

様式5

特別救助隊等一覧

項目	隊員数	消防本部名
特別救助隊	名	
水難救助隊	名	
山岳救助隊	名	

- （注）ヘリを保有する都道府県が当該ヘリを用いて消防業務を行う航空隊を構成する消防本部以外の消防本部から特別救助隊等を選定する場合は、ヘリによる迅速な応援出動を考慮し、ヘリ定置場の近隣消防本部から選定するよう留意すること。

様式6

救 助 器 具 等 一 覧

<救 助 用 器 具>

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行き (mm)	重量 (kg)	

<水 難 救 助 用 器 具>

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行き (mm)	重量 (kg)	

<山 岳 救 助 用 器 具>

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行き (mm)	重量 (kg)	

消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北 8 道県相互応援協定

（目 的）

第 1 条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（応援要請）

第 2 条 この協定に基づく応援要請は、道県が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務等のために出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救急第 61 号消防庁次長通知）」の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

（応援体制）

第 3 条 前条による応援要請は、各道県毎に他の道県に対して行うものとする。

応援要請を受けた道県は、所掌事務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

（応援活動の位置付け）

第 4 条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第 21 条第 1 項による応援活動があったものとする。

（応援要請の手続）

第 5 条 応援要請の手続は、電話又はファクシミリにより、下記事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高責任者の職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

（応援要請先）

第 6 条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める「連絡・要請窓口の名称」とする。

（応援の中断）

第 7 条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、応援側の長は、ヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

（応援の始期及び終期）

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けて飛行場を出発したときから始まり、飛行場に帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリが飛行場以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって、この協定による応援は終了するものとする。

（応援のために出動したヘリの指揮）

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高責任者が行うものとする。

また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって、前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

（経費の負担）

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

（情報交換）

第11条 この協定に基づき道県は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、道県が協議して定めるものとする。

附 則

（実施時期）

この協定は、平成12年3月1日から実施する。この協定の締結を証するため本協定書8通を作成し、道県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年3月1日

資料番号 8-40

〔秋田海上保安部〕

巡視船艇

（令和3年12月末現在）

船 艇	船 名	全長 (m)	総トン数 (t)	馬力 (ps)	速力 (kt 以上)	備 考
巡視船	で わ	79	770	—	30	複合型ゴムボート 警備救難艇 広帯域受信装置 レーダー GPS 無線電話 船舶電話
巡視船	しんざん	46	195	—	35	複合型ゴムボート 広帯域受信装置 レーダー GPS 無線電話 船舶電話 放水銃
巡視艇	すぎかぜ	20	26	—	30	レーダー GPS 無線電話 船舶電話 放水銃

秋田県災害対策現地派遣班による情報収集活動マニュアル

第1 マニュアルの趣旨

1 マニュアル作成の背景と目的

大規模災害が発生した場合、市町村には県や国の各部署やマスコミなどから多くの問い合わせなどが寄せられる。市町村では、これらの対応に多くの人員・時間が割かれ、特に職員数の少ない市町村では、これによる災害対策活動への影響を危惧しており、「県が職員を派遣し、自ら情報収集・共有する仕組みづくり」を要請している。

このため、県では、大規模災害が発生した市町村の庁舎内に「秋田県災害対策現地派遣班（以下「現地派遣班」という。）」を派遣し、県と市町村との連絡窓口を一本化して情報収集する体制を整えることとし、その円滑な実施のためのマニュアルとして、現地派遣班の体制の目安、活動内容、派遣手順などを示すことにより、県・市町村双方の適切な災害対策活動に資することを目的とする。

2 マニュアルの位置付け

このマニュアルは、秋田県地域防災計画に規定する「秋田県災害対策現地派遣班」による活動の運用マニュアルと位置付ける。

また、秋田県地域防災計画の対象とならない事案（武力攻撃事態及び危機管理事案）が発生した場合も、このマニュアルに準じた体制を執ることができるものとする。

第2 派遣の要件

現地派遣班は、次のいずれかに該当する場合に派遣するものとする。

- ① 管内で震度6弱以上の地震を観測した場合又は大津波警報が発表された場合
- ② 次のいずれかに該当し、地域振興局長が必要と認めた場合
 - ア 市町村に災害対策本部等が設置された場合
 - イ 市町村から県に対する被害報告等が円滑に行われない事態となった場合
 - ウ 市町村から派遣要請があった場合

第3 現地派遣班の体制

1 体制の目安

現地派遣班を構成する人数、派遣する職員の所属、派遣期間などは、災害の状況や規模等によって異なり、一律な体制を示すことはできないが、おおよその目安は次のとおりとする。

【 現地派遣班の体制の目安 】

項目	体制
派遣職員数	○2名程度
派遣職員	○派遣先市町村を管轄する地域振興局管内に勤務する地方機関の職員 ※当該地域振興局管内で職員を確保できない場合は、近隣の地域振興局又は本庁の関係各課（以下「近隣振興局等」という。）に勤務する職員
派遣期間	○始期：派遣職員の移動時の安全を確認後速やかに ○終期：避難や救助等の災害応急対策が終了するまで
その他	○長期化する場合は交代要員を派遣し、体制を維持

2 夜間・休日における派遣候補職員の指定

地域振興局長は、夜間・休日に派遣を開始する場合の派遣候補職員を、次によりあらかじめ指定するものとする。

- (1) 派遣候補職員数：1市町村当たり5名程度
- (2) 派遣候補職員：管轄する地域振興局管内に勤務する地方機関の職員で、派遣先の市町村庁舎まで数km以内（該当職員がいない場合はできるだけ近い場所）に居住する職員

第4 派遣の手順

1 派遣の決定

- (1) 地域振興局長は、管内において第2の②に該当する場合、現地派遣班の派遣に関する次の事項その他必要な事項を検討し、派遣の要否を決定するものとする。

【 派遣に関する検討事項 】

検討事項	検討にあたって考慮する事項
派遣の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村の被害状況 ・当該市町村からの被害報告の状況
派遣職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域災害対策部等の活動状況 ・他の市町村の被害の状況

- (2) 地域振興局長は、管内において第2の①に規定する災害等を覚知した場合又は上記(1)において派遣が必要と判断した場合は、第3の1に規定する「現地派遣班の体制の目安」を参考に、速やかに派遣体制を決定し、職員を派遣するものとする。

2 派遣職員の決定等

- (1) 上記1で派遣する職員は、派遣開始時期等に応じて次により決定するものとする。
- ① 夜間・休日に派遣を開始する場合は、地域防災監が第3の2で指定した派遣候補職員の現在地や安否等を確認したうえで、当該候補職員の中から地域振興局長が決定する。
 - ② 上記以外の場合、地域振興局長は、管内に勤務する地方機関の職員の中から派遣職員を決定するが、管内から派遣職員を確保できない場合には、近隣振興局等からの派遣について、危機管理監に協議する。
 - ③ 危機管理監は、近隣振興局等からの派遣が必要と判断した場合には、関係所属長に協力を要請し、要請を受けた所属長は、特段の事情がない限り協力する。
- (2) 上記(1)にかかわらず、派遣候補職員は、夜間・休日において、自らが指定されている市町村への第2の①に規定する災害等を覚知し、かつ通信の途絶等により地域防災監との連絡が困難なときは、可能な限り指定された市町村に自ら赴き、派遣職員として活動を開始するものとする。この場合、派遣職員は、十分に安全を確認したうえで、市町村庁舎への移動や移動後の活動を行うものとする。

3 派遣等の連絡

- (1) 地域振興局長は、上記2の(2)の場合を除き、派遣を決定したときは、次により関係機関等に口頭で連絡するものとする。

【 派遣の連絡 】

連絡先	連絡内容
当該市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・現地派遣班による情報収集体制を執ること ・派遣体制（派遣職員の所属及び氏名、派遣期間、活動時間等をいう。以下同じ。） ・その他必要な事項
県災害対策本部又はこれに準ずる組織（これらが設置されていない場合は危機管理監）	<ul style="list-style-type: none"> ・現地派遣班による情報収集体制を執ること ・派遣体制 ・現地派遣班の連絡先 ・その他必要な事項
派遣職員及びその所属長	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣することとしたこと ・派遣体制 ・現地派遣班の連絡先 ・その他必要な事項

- (2) 上記の連絡を受けた県災害対策本部又はこれに準ずる組織（これらが設置されていない場合は危機管理監）は、その内容を速やかに県の各課所長に連絡するものとする。

4 派遣前の確認事項

- 地域振興局長は、上記2の(2)の場合を除き、現地派遣班を派遣するにあたっては、派遣職員に対し、次の事項を事前に確認させたうえで派遣するものとする。

【 派遣前に確認すべき事項 】

- 被害の状況
- 県、市町村その他関係機関の対応の状況
- 今後の見通し
- 現地派遣班の業務内容
- 派遣職員相互の役割分担（派遣職員が複数の場合）
- その他必要な事項

第5 現地派遣班による情報収集活動等

1 現地派遣班が収集する情報

現地派遣班が収集する情報は、次のとおりとする。

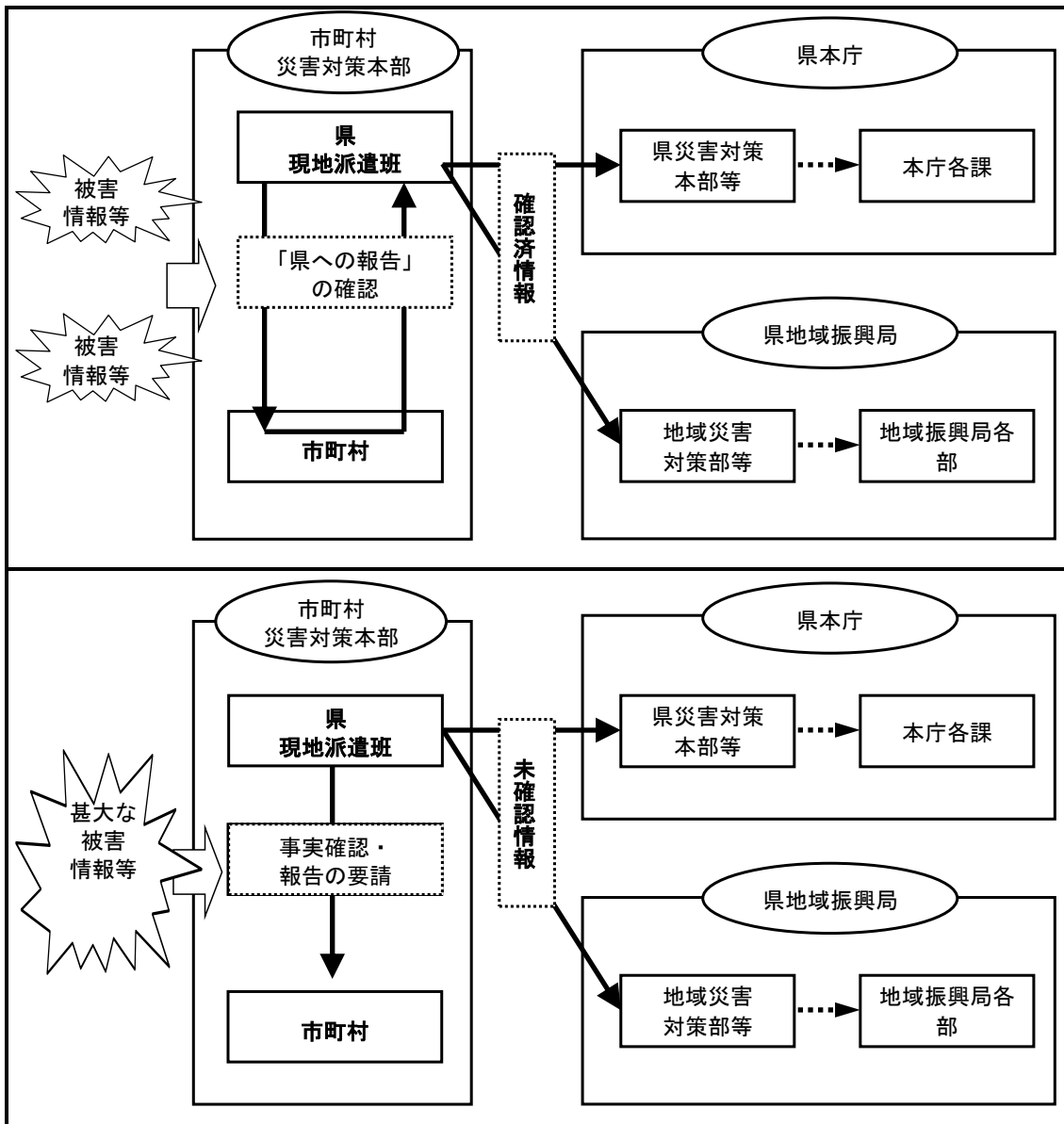
【 現地派遣班が収集する情報 】

- 警戒体制・・・体制の種類及び統括者、設置・改廃日時等
- 人的被害の状況・・・被害者の住所地・年齢・性別等、被害の原因、被害の程度等
- 建物被害の状況・・・場所、被害の状態・程度等
- 崖崩れ等・・・場所、被害の状態・程度等
- 住民の避難の状況・・・避難の種類、発令（解除）日時、対象地区、避難先、世帯数及び人数等
- 交通・ライフラインの状況（道路の通行規制、停電、断水、ガス供給停止、電話不通等）・・・規制開始（解除）日時、対象区間（地区）、対象戸数等
- 危機管理監又は地域振興局長（以下「危機管理監等」という。）が特に必要と認めた事項

2 現地派遣班による情報収集活動の流れ

- (1) 現地派遣班は、市町村内で共有されている情報を積極的に収集し、県災害対策本部又はこれに準ずる組織（以下「県災害対策本部等」という。）及び県地域災害対策部又はこれに準ずる組織（以下「地域災害対策部等」という。）に報告するものとする。
- (2) 報告にあたっては、「県に報告すること」について市町村と確認のうえで報告することを原則とする。ただし、次に掲げる情報については、確実性の低い情報であっても速やかに県災害対策本部等及び地域災害対策部等（以下「県本部等」という。）に報告するとともに、市町村に対し速やかな事実確認や報告を要請するものとする。
 - ①被害規模に大きな影響を及ぼすと思われる甚大な被害情報
 - ②県民への速やかな情報提供が必要となる避難指示等の情報
 - ③その他、危機管理監等から指示があった情報
- (3) 県本部等は、現地派遣班から報告があった情報を、必要に応じて関係各課所に提供するものとする。

【 被害情報の流れ 】



3 県から市町村に照会する場合

- (1) 県本部等は、被害情報等を市町村に照会する場合は、直接市町村に照会せず、現地派遣班を通じて行うものとする。
- (2) 県の関係各課所が被害情報等を市町村に照会する場合も同様とするが、現地派遣班への照会は、県本部等を通じて行うものとする。

4 情報収集等以外の業務

現地派遣班は、上記の業務に加え、次の業務を行うものとする。

- (1) 県から市町村への助言等の伝達
- (2) 市町村災害対策本部室内等の防災関係機関との連絡調整
- (3) その他危機管理監等が指示する業務

5 県の各課所の対応

現地派遣班が派遣された場合、県の各課所は、本マニュアルにのっとり被害情報等を収集するものとする。

災害時における帰宅困難者支援に関する協定

（目的）

第1条 秋田県（以下「甲」という。）と【別表注1】（以下「乙」という。）は、地震等の発生時（以下「災害時」という。）において、交通の途絶により帰宅が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援する災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置などについて、必要な事項を定めるものとする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、乙の直営店及び乙のフランチャイズ契約により加盟している店舗（以下併せて「乙の店舗」という。）が所在する秋田県内の市町村が、以下に記載する制限及び前提の範囲内において、乙と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（支援ステーションの設置）

第3条 甲は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等の帰宅困難者を支援するため、乙の店舗に対し、支援ステーションの設置を依頼することができるものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、乙の店舗に対し、最大限の努力をもって支援ステーションの設置を求めらるものとする。

3 前項にかかわらず、甲は、乙のフランチャイズ契約における制限から、乙の店舗に協定の履行を強制することが困難であることを承諾し、これを支援ステーション設置の前提とする。

（支援の内容）

第4条 甲は、乙に対し、支援ステーションとしての次の各号に掲げる協力を要請することができるものとする。

（1） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等を提供すること

（2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること

2 前項に規定する乙の店舗とは、支援ステーションの設置に賛同し、前項各号の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができるものとする。

（支援の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲で帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等の事由により、甲が乙に要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに、乙の店舗に対し、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施することを求めることができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第6条 乙は、乙の店舗に対し、住民に対する支援ステーションとしての取組みの周知と防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」（以下「本件ステッカー」という。）の掲出を求めるものとする。

2 甲は、乙の店舗に掲出中の本件ステッカーの劣化等を鑑みて、毎年2月1日までに、本件ステッカーの次年度の必要数を乙に提供するものとする。

（経費の負担）

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 本件ステッカーの作成に要する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換等）

第8条 甲及び乙は、平素から必要に応じて情報の交換を行うとともに、甲又は秋田県内の市町村が行う防災訓練に乙又

は乙の店舗が可能な範囲で参加するなど、この協定が円滑に運用されるよう相互に連携するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに甲乙いずれからも更新しない旨の意思表示がない場合は、有効期間の満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日【別表注2】

（甲）秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

（乙）【別表注3】
【別表注1】
【別表注4】

【別表】

注1 (相手方)	注2 (協定締結年月日)	注3 (相手方所在地)	注4 (相手方代表者)	備考
(株) 壱番屋	平成24年1月23日	愛知県一宮市三ツ井6-12-23	代表取締役 浜島 俊哉	
(株) オートバックスセブン		東京都江東区豊洲5-6-52	代表取締役 湧田 節夫	※
(株) たけや製パン		秋田県秋田市川尻町 字大川反233-60	代表取締役社長 武藤 真人	※
(株) ファミリーマート		東京都豊島区東池袋3-1-1	代表取締役社長 上田 準二	
(株) モスフードサービス		東京都品川区大崎2-1-1	代表取締役社長 櫻田 厚	
(株) 吉野家		東京都北区赤羽南1-20-1	代表取締役社長 安部 修仁	
(株) ローソン		東京都品川区大崎1-11-2	代表取締役社長 新浪 剛史	
(株) ダスキン	平成24年10月4日	大阪府吹田市豊津町1-33	代表取締役社長 山村 輝治	※
(株) セブン-イレブン ・ジャパン	平成25年7月5日	東京都千代田区二番町8-8	代表取締役社長 COO 井阪 隆一	

備考欄に※印の記載のある協定書は、一部の条文において上記と異なる部分がある。

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

秋田県（以下「甲1」という。）、秋田市（以下「甲2」という。）、能代市（以下「甲3」という。）、横手市（以下「甲4」という。）、大館市（以下「甲5」という。）、男鹿市（以下「甲6」という。）、湯沢市（以下「甲7」という。）、鹿角市（以下「甲8」という。）、由利本荘市（以下「甲9」という。）、潟上市（以下「甲10」という。）、大仙市（以下「甲11」という。）、北秋田市（以下「甲12」という。）、にかほ市（以下「甲13」という。）、仙北市（以下「甲14」という。）、小坂町（以下「甲15」という。）、上小阿仁村（以下「甲16」という。）、藤里町（以下「甲17」という。）、三種町（以下「甲18」という。）、八峰町（以下「甲19」という。）、五城目町（以下「甲20」という。）、八郎潟町（以下「甲21」という。）、井川町（以下「甲22」という。）、大潟村（以下「甲23」という。）、美郷町（以下「甲24」という。）及び羽後町（以下「甲25」という。）（以下甲1から甲25までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに行う乙の復旧支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、津波、豪雨、洪水、その他の異常な自然現象による災害
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の内容）

第3条 乙が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧のために必要な業務
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の要請）

第4条 甲の乙に対する復旧支援の要請は、甲が自ら又は第10条に規定する甲の事務局を介して次条に定める方法により第10条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

(要請の方法)

第5条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧支援を要請するときは、支援内容等を記した文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において、速やかに同項本文に規定する文書を提出するものとする。

(復旧支援の実施)

第6条 乙は、第4条の規定による復旧支援の要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、復旧支援を行うものとする。

(個人情報等の保護)

第7条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(復旧支援の終了報告)

第8条 乙は、甲の要請により行った復旧支援の業務が終了したときは、速やかに甲及び第10条に規定する甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

(広域被災)

第9条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、乙は、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第10条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、秋田県建設部下水道マネジメント推進課とする。
- (2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会とする。

(復旧支援に要する費用)

第11条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲25までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1ヶ月前までに甲乙双方から変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 乙はこの協定の期間が更新された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲1から甲25までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲又は乙がこの協定に違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定を証するため、本書26通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲1 秋田県秋田市山王4-1-1

秋田県知事 佐竹敬久

甲2 秋田県秋田市川尻みよし町14-8

秋田市上下水道事業管理者

高橋洋樹

甲3 秋田県能代市上町1-3

能代市下水道事業

能代市長 齊藤滋宣

甲4 秋田県横手市中央町8-2

横手市長 高橋大

甲5 秋田県大館市字中城20

大館市長 福原淳嗣

甲 6 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 6 6 - 1

男鹿市長 渡 部 幸 男

甲 7 秋田県湯沢市佐竹町 1 - 1

湯沢市長 齊 藤 光 喜

甲 8 秋田県鹿角市花輪字荒田 4 - 1

鹿角市長 児 玉 一

甲 9 秋田県由利本荘市尾崎 1 7

由利本荘市長 長谷部 誠

甲 10 秋田県潟上市天王字棒沼台 2 2 6 - 1

潟上市長 石 川 光 男

甲 11 秋田県大仙市大曲花園町 1 - 1

大仙市長 栗 林 次 美

甲 12 秋田県北秋田市花園町 1 9 - 1

北秋田市長 津 谷 永 光

甲 13 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1

にかほ市長 横 山 忠 長

甲 14 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 3 0

仙北市長 門 脇 光 浩

甲 15 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 4 1 - 1

小坂町長 細 越 満

甲 16 秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 1 1 8

上小阿仁村長 小 林 悦 次

甲 17 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 8

藤里町長 佐々木 文 明

甲 18 秋田県山本郡三種町鶺川字岩谷子 8

三種町長 三 浦 正 隆

甲 19 秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田 1 1 8

八峰町長 加 藤 和 夫

甲 20 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目 1 - 1 - 1

五城目町長 渡 邊 彦兵衛

甲 21 秋田県南秋田郡八郎瀧町字大道 8 0

八郎瀧町長 畠 山 菊 夫

甲 22 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口 7 8 - 1

井川町長 齋藤多聞

甲 23 秋田県南秋田郡大潟村字中央 1 - 1

大潟村長 高橋浩人

甲 24 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙 1 7 0 - 1 0

美郷町長 松田知己

甲 25 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 1 7 7

羽後町長 安藤豊

乙 東京都千代田区岩本町 2 - 5 - 1 1

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川健司

資料番号 8-44

〔県建設部 下水道マネジメント推進課〕

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

- 第1 この実施細目は、災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。
- 2 協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「管路協」という。）から発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル（以下「復旧支援マニュアル」という。）を参考とするものとする。

(復旧支援の対象施設)

- 第2 協定による復旧支援は、秋田県内の下水道施設の復旧支援を主とするが、集落排水施設等下水道類似施設の管路施設、水路等の施設が地震等の災害で被害を受け、被災した秋田県及び県内市町村（以下「被災自治体」という。）から復旧支援の要請を管路協が受けた場合は、協定に準じて適用することができるものとする。

(復旧支援の内容)

- 第3 管路協が協定により主として携わる復旧支援の内容は、次のとおりとする。ただし、被災自治体から他業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上、実施するものとする。（復旧支援マニュアル参照）
- (1) 緊急調査：地上から下水道施設の被災状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う調査。
 - (2) 緊急措置：大きな二次災害につながる危険性が認められる被害箇所に対し、道路利用者、周辺住民及び周辺施設の安全確保を図るため緊急に行う措置。
 - (3) 応急復旧工事：緊急調査又は一次調査の結果により構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、本復旧が完了するまでの短期間に、災害査定を待たずに、被災した下水道施設の暫定機能を確保するために行う応急工事。
 - (4) 一次調査：本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。
 - (5) 二次調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異状原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。
- 2 復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等が生じないよう、管路協は被災自治体の指示に従うものとする。特に、被災自治体から他の民間コンサルタント等が、当該調査に関連する別途業務を受託している場合は、報告書の作成に際し調整が必要になることに留意するものとする。

(甲の事務局を介して行う復旧支援の要請)

- 第4 被災自治体の下水道管理者は、協定第2条に規定する災害発生時において、協定第3条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第4条、第5条及び第10条の規定により、被災自治体の復旧支援要請窓口(甲の事務局)である秋田県建設部下水道マネジメント推進課の課長(以下「下水道マネジメント推進課長」という。)に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書(様式第1)により要請することができるものとする。
- 2 前項の規定に基づき被災自治体の下水道管理者から要請を受けた下水道マネジメント推進課長は、管路協の窓口(乙の事務局)である公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会長(以下「秋田県部会長」という。)に対し、文書(様式第2)により速やかに復旧支援を要請するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事態が急迫して文書による復旧支援要請をすることができない場合等においては、口頭又は電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、その後速やかに文書(様式第2)を提出するものとする。

(被災自治体が行う復旧支援の要請)

- 第5 被災自治体の下水道管理者は、協定第2条に規定する災害発生時において、協定第3条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第4条、第5条及び第10条の規定により、自ら秋田県部会長に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書(様式第3)により要請することができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事態が急迫して文書による復旧支援要請をすることができない場合等においては、口頭又は電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、その後速やかに文書(様式第3)を提出するものとする。
- 3 被災自治体の下水道管理者が前2項の規定により要請したときは、下水道マネジメント推進課長に対し、要請の内容を文書(様式第4)により報告するものとする。なお、前項に規定する場合等においては、その後速やかに文書(様式第4)による報告を行うものとする。

(復旧支援に要する費用)

- 第6 被災自治体は、第3の1項の規定に基づく復旧支援の業務を管路協に要請したときは、遅滞なく管路協と委託契約を締結するものとする。
- 2 前項の費用については、被災自治体と管路協の両者協議の上、業務終了後、被災自治体が支払うものとする。

(労災及び損害補償等)

- 第7 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、管路協の協会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、管路協の協会員の労災保険により補償するものとする。

- 2 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、第三者に損害を与えた場合は、被災自治体及び管路協の両者協議の上、対処するものとする。
- 3 復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、派遣される管路協の協会員が自ら宿泊先を確保するものとする。

(復旧支援終了報告の内容)

第8 協定第8条の規定によるこの復旧支援終了報告は、次に掲げる事項を明らかにした文書により行うものとする。

- (1) 出勤場所及び出勤時間
- (2) 出勤人員
- (3) 使用した資機材
- (4) その他必要な事項

(連絡窓口)

第9 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

(附則)

この実施細目は、平成29年3月16日から施行する。

この実施細目は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1 (実施細目第4関係)

第 号
平成 年 月 日秋田県建設部下水道マネジメント推進課長
(復旧支援に係る甲の事務局)〇〇〇市町村(下水道管理者) 印
(甲〇)

復旧支援要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第4の規定に基づき、次のとおり要請します。

- 1 災害の状況(緊急の場合は概要を記載)
- 2 支援活動日時(緊急の場合は想定内容を記載)
- 3 支援活動場所(緊急の場合は概要を記載)
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町村〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先(電話)
(FAX)
(E-mail)
- 6 その他

様式第2 (実施細目第4関係)

下水 一
平成 年 月 日

(公社) 日本下水道管路管理業協会東北支部
秋田県部会長 様
(復旧支援に係る乙の事務局)

秋田県建設部下水道マネジメント推進課長 印
(復旧支援に係る甲の事務局)

復旧支援要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第4の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 復旧支援要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者及び連絡先
秋田県 (甲1)					
〇〇市 (甲〇)					
〇〇市 (甲〇)					

※複数の被災自治体からの要請について、本様式を同時に使用できるものとする。

※本表は、復旧支援要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 その他

甲の事務局 担当者	所属		職名		氏名	
	担当名		電話		FAX	

様式第3 (実施細目第5関係)

第 号
平成 年 月 日

(公社) 日本下水道管路管理業協会東北支部
秋田県部会長 様
(復旧支援に係る乙の事務局)

〇〇〇市町村(下水道管理者) 印
(甲〇)

復旧支援要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第5の規定に基づき、次のとおり要請します。

- 1 災害の状況(緊急の場合は概要を記載)
- 2 支援活動の日時(緊急の場合は想定内容を記載)
- 3 支援活動の場所(緊急の場合は概要を記載)
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町村〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先(電話)
(FAX)
(E-mail)
- 6 その他

様式第4 (実施細目第5関係)

第 号
平成 年 月 日

秋田県建設部下水道マネジメント推進課長
(復旧支援に係る甲の事務局)

〇〇〇市町村 〇〇課(所)長
(甲〇)

復 旧 支 援 の 要 請 報 告 書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第5の3項の規定に基づき、次のとおり乙の事務局へ支援要請したことを報告します。

- 1 災害の状況(緊急の場合は概要を記載)
- 2 支援活動の日時(緊急の場合は想定内容を記載)
- 3 支援活動の場所(緊急の場合は概要を記載)
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町村〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先(電話)
(FAX)
(E-mail)
- 6 その他

整理番号	自治体等名	部 等	課 等
甲 1	秋田県	建設部	下水道マネジメント推進課
甲 2	秋田市	上下水道局	下水道整備課
甲 3	能代市	都市整備部	上下水道整備課
甲 4	横手市	上下水道部	下水道課
甲 5	大館市	建設部	下水道課
甲 6	男鹿市	企業局	上下水道課
甲 7	湯沢市	上下水道部	下水道課
甲 8	鹿角市	建設部	上下水道課
甲 9	由利本荘市	建設部	上下水道課
甲 10	潟上市	産業建設部	上下水道課
甲 11	大仙市	上下水道部	下水道課
甲 12	北秋田市	建設部	上下水道課
甲 13	にかほ市	農林水産建設部	建設課
甲 14	仙北市	建設部	下水道課
甲 15	小坂町		建設課
甲 16	上小阿仁村		建設課
甲 17	藤里町		生活環境課
甲 18	三種町		上下水道課
甲 19	八峰町		建設課
甲 20	五城目町		建設課
甲 21	八郎潟町		建設課
甲 22	井川町		産業課
甲 23	大潟村		産業建設課
甲 24	美郷町		建設課
甲 25	羽後町		建設課
甲の 事務局	秋田県	建設部	下水道マネジメント推進課
乙の 事務局	(公社)日本下水道管路 管理業協会	秋田県部会	事務局：山岡工業株式会社

災害時における下水道施設の技術支援に関する協定

秋田県（以下「県」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部（以下「協会」という。）は、秋田県内において地震、津波、豪雪、豪雨、その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の下水道施設の技術支援に係る業務（以下「技術支援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県が協会に対し、技術支援業務の実施について支援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 県は、災害発生時等に、協会による技術支援業務が必要であると判断した場合は、協会に支援を要請することができるものとする。

2 協会は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、支援するものとする。

(支援業務)

第3条 県が協会に対し支援を要請する技術支援業務（以下「支援業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧対策に関する調査・測量・設計の実施
- (3) 災害査定資料の作成
- (4) その他特に必要な業務

(支援業務の実施手続)

第4条 協会は、支援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

2 県は、協会による技術支援業務が必要と判断した場合は、協会の会員のうち支援業務を実施することができる者と認められる者（以下「支援業務候補者」という。）の推薦を協会に要請するものとする。

3 協会は、前項の規定による要請があった場合は、支援業務の実施箇所ごとに、複数の支援業務候補者の推薦を行うものとする。

4 県は、協会の推薦に基づき支援業務を実施する者（以下「支援業務実施者」という。）を選定したとき

は、遅滞なくこれを協会及び支援業務実施者に通知するものとする。

- 5 支援業務実施者は、県の指示を受けて、支援業務を行うものとする。
- 6 支援業務実施者が支援業務を実施したときは、支援業務の完了後、速やかに業務内容を記載した報告書を県に提出するものとする。

(費用負担)

第5条 県は、支援業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結するものとする。

- 2 支援業務の実施に要する費用は、県の負担とする。

(災害補償)

第6条 支援業務に従事した者が当該支援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、支援業務実施者の責任において行うものとする。

- 2 その他の条項については、委託契約書による。

(市町村に対する支援)

第7条 市町村は、当該市町村に係る支援業務について、協会への技術支援業務の要請を県に依頼することが出来るものとする。

- 2 県は、前項の規定による依頼があった場合は、当該市町村に対する支援業務候補者の推薦を協会に要請するものとする。
- 3 協会は、前項の規定による要請があった場合は、支援業務の実施箇所ごとに、複数の支援業務候補者の推薦を行い、県へ通知するものとする。
- 4 県は、協会より推薦のあった複数の支援業務候補者を、前項の規定による要請があった市町村へ通知し、当該市町村が支援業務実施者を選定し、県、協会及び支援業務実施者へ通知するものとする。
- 5 支援業務の実施に要する費用の負担その他の必要な事項については、推薦を要請した市町村と支援業務実施者が協議し、速やかに業務委託契約を締結するものとする。
- 6 支援業務の実施に要する費用は、当該市町村の負担とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。

- 2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに県、協会いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、県、協会が協議して定める。

(他の協定の適用)

第10条 この協定に定めるもののほか、県と協会又は協会の会員との間における技術支援業務に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、県、協会記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年7月17日

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐竹 敬久

仙台市青葉区国分町3-8-14

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

東北支部 支部長 高橋 郁

災害時における下水道施設の技術支援に関する協定細目

(趣 旨)

第1 この協定細目は、「災害時における下水道施設の技術支援に関する協定」(以下「協定」という。)第9条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第2 協会は、支援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を秋田県建設部下水道マネジメント推進課(以下「下水道マネジメント推進課」という。)に提出するものとする。

(支援の要請)

第3 下水道マネジメント推進課は、協会による技術支援業務が必要と判断した場合は、速やかに「技術支援業務の支援要請書」(様式1)を協会に送付し、支援を要請するものとする。

2 前項の規程に関わらず、緊急を要する場合は、下水道マネジメント推進課からの要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等(以下「電話等」という。)により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(支援業務候補者の推薦)

第4 協会は、支援を要請された場合は、支援業務の実施箇所、技術者及び機材等の確保状況等を勘案して支援業務候補者を推薦し、「支援業務候補者推薦名簿」(様式2)により下水道マネジメント推進課に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(支援業務実施者の選定)

第5 下水道マネジメント推進課は、支援業務候補者推薦名簿のうちから支援業務実施者を選定するものとし、選定した場合は、協会へ通知するとともに、支援業務実施者へ「支援業務実施者選定通知書」(様式3)により通知するものとする。

(支援業務の実施)

第6 支援業務実施者は、下水道マネジメント推進課の指示に従い、速やかに支援業務に着手するものとする。

2 下水道マネジメント推進課は、協定第3条に掲げる支援業務を要請した場合は、遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

(市町村からの支援の要請)

第7 市町村は、協会による技術支援業務が必要と判断した場合には、「技術支援業務の支援要請依頼書」(様式4)により、県に依頼するものとする。

2 下水道マネジメント推進課は、市町村からの依頼を受けたときは、速やかに当該依頼文書を協会に送付し、当該市町村に対する支援業務候補者の推薦を要請するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、市町村からの要請の依頼及び下水道マネジメント推進課からの要請は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(市町村における支援業務実施者の選定)

第8 市町村は、県からの通知を受け、支援業務実施者を選定した場合は、「支援業務実施者選定通知書」(様式5)により、支援業務実施者へ通知するものとする。

附則 この細目は、協定締結の日から施行する。

鉄道災害発生時における消防活動に関する協定書

秋田県内の消防機関（以下「甲」という。）および鉄道事業者（以下「乙」という。）は、秋田県内を運行する鉄道の駅構内および軌道敷内における災害ならびに鉄道沿線における火災（以下「鉄道災害」という。）への対応について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田県内において発生した鉄道災害に際し、甲と乙が、緊密な協力のもとに一貫した活動を実施し、安全かつ迅速な災害対応および公共交通機関の早期運転再開を図ることを目的とする。

（災害発生の通報）

第2条 甲および乙は、鉄道災害が発生し、または鉄道災害が発生するおそれがあると認める情報を覚知したときは、速やかに相互の緊急連絡先に通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に際して、甲が消防活動を行うために必要な次の事項について、可能な限り甲に伝達するものとする。甲が災害発生場所に到着するまでの間に新たに判明した情報についても同様とする。

- (1) 災害の種別および発生状況
- (2) 発生場所および進入経路
- (3) 乗客数、死傷者数および避難状況
- (4) 列車の運行状況
- (5) 活動危険および活動障害に関する情報
- (6) 積載物の名称、性状および数量
- (7) 現地責任者の氏名および連絡先
- (8) 乙が実施済みの事項

3 甲は、鉄道災害の発生を覚知した場合に、当該災害の発生場所が管轄区域外におけるものであるときは、速やかに発生場所を管轄する消防機関に連絡するものとする。

4 甲および乙の緊急連絡先は、別に定める。

（情報の共有）

第3条 甲および乙は、現地責任者を明確にし、共通の認識のもとで災害対応を行うものとする。

2 甲および乙の現地責任者は、災害発生現場に到着した際、相互に把握している情報を伝達するものとする。

3 甲の現地責任者は、消防活動を実施するにあたり、活動方針を乙の現地責任者に説明し、必要に応じて消防活動に対する協力を要請するものとする。

4 乙の現地責任者は、必要に応じてアナウンス等により乗客に災害の状況を説明し、動揺を押さえるとともに、甲と協力して円滑な避難誘導に努めるものとする。

5 甲の現地責任者は、消防活動が終了した場合、速やかに乙の現地責任者に連絡するものとする。

（現場誘導）

第4条 甲が消防活動を実施するために駅構内および軌道敷内に立ち入る際、乙は安全確保のため必要な社員を同行させて甲を誘導するとともに、必要に応じて監視員を配置して列車の監視にあたるものとする。

- 2 高架、鉄橋、トンネル等、徒歩で進入することが危険かつ困難を伴う場所で鉄道災害が発生した場合、甲はこれらの場所への進入方法について乙と協議し、乙は安全が確保される範囲内において、可能な限り消防隊および必要な資機材を発生場所または発生場所付近まで搬送するための措置を講じるものとする。

（二次災害の防止）

第5条 乙は、災害の発生を覚知した場合、災害発生場所に社員を派遣し、必要に応じて、災害発生区間の列車の運行停止、電源遮断、監視員の配置、退避場所の確保等の安全措置を講じ、駅構内および軌道敷内における消防隊の安全確保について協力するものとする。

- 2 甲は、災害現場において消防活動を開始する前に、乙の現地責任者に列車の運行状況および乙が実施した安全措置の状況を確認し、活動隊員の安全を確保してから軌道敷内に進入するものとする。
- 3 乙は、甲の消防活動が終了した後、甲と協議し、活動隊員全員が軌道敷外に退避し、安全確認を行った後、運行を再開するものとする。

（消防活動に対する支援）

第6条 乙は、消防活動を安全かつ効率的に実施するため、乙の保有する資機材および技術者に関する情報を甲に提供するものとし、甲から資機材の提供および技術者の派遣について要請があった場合は、可能な限りこれに協力するものとする。

- 2 消防活動に際して、鉄道車両の破壊や挙上を行う場合、乙は甲に対して鉄道車両に関する技術的助言を行い、甲は乙の助言のもとに活動するものとする。

（応援要請）

第7条 甲は、出動した消防隊のみでは対応が困難と判断した場合には、速やかに応援要請等の措置を図るものとする。

- 2 前項の応援要請を行った場合、甲は乙に対して情報提供するとともに、応援部隊の受け入れについて協力を要請するものとする。

（訓練の実施）

第8条 甲および乙は、相互に定期的な合同訓練の実施に努めるものとする。

（情報の交換）

第9条 甲および乙は、路線の状況、鉄道車両の構造、救助方法、資機材の整備状況等、鉄道災害発生時の対応に必要なと認める事項について、平素から相互に情報交換を行うよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議のうえ定める。

（附 則）

この協定の締結を証するため、協定書15通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成20年9月17日

消防機関（甲）

秋田市山王1丁目1番1号

秋田市消防本部 消防長 石川 勝直

横手市前郷字下三枚橋269番地

横手市消防本部 消防長 川村 東吉

大館市根下戸新町1番1号

大館市消防本部 消防長 菅原 博昭

由利本荘市字尾崎17番地

由利本荘市消防本部 消防長 中村 晴二

北秋田市鷹巣字北中家下85

北秋田市消防本部 消防長 近藤 文廣

にかほ市金浦字館ヶ森152

にかほ市消防本部 消防長 中津 博行

南秋田郡五城目町字石田六ヶ村堰添113-6

五城目町消防本部 消防長 佐藤 眞悦

湯沢市材木町2丁目1番3号

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部 消防長 佐藤 博志

能代市緑町2番22号

能代山本広域市町村圏組合消防本部 消防長 日沼 一之

大仙市大曲栄町13番47号

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部 消防長 佐藤 富男

鹿角市花輪字高井田64番地2

鹿角広域行政組合消防本部 消防長 田中 孝夫

男鹿市船川港船川字海岸通り2-12-7

男鹿地区消防一部事務組合消防本部 消防長 近藤 利蔵

南秋田郡井川町浜井川字喜兵衛堰10番地1

湖東地区行政一部事務組合消防本部 消防長 土橋 次男

鉄道事業者（乙）

秋田市中通7丁目1番1号

東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社 支社長 吉田 幸一

盛岡市盛岡駅前通1-4-1

東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 支社長 中井 雅彦

鉄道災害発生時における消防活動に関する協定書第2条第4項に基づく緊急連絡先
（平成20年9月17日現在）

1 JR東日本旅客鉄道(株)

支社名	部署	電話・FAX	管轄エリア
JR秋田支社	秋田総合輸送指令室	電話 018-835-1891 FAX 018-831-4098	奥羽本線 陣場－院内 羽越本線 秋田－小砂川 男鹿線 男鹿－追分 田沢湖線 大曲－志度内信号場 五能線 岩館－東能代
JR盛岡支社	盛岡総合輸送指令室	電話 019-651-7932 FAX 019-626-3746	北上線 横手－黒沢 花輪線 大館－湯瀬温泉

2 消防機関

消防本部名	電話・FAX	管轄区域
秋田市消防本部	電話 018-862-7950 FAX 018-823-7214	秋田市
横手市消防本部	電話 0182-32-1111 FAX 0182-33-1300	横手市
大館市消防本部	電話 0186-43-4151 FAX 0186-43-4150	大館市
由利本荘市消防本部	電話 0184-22-0011 FAX 0184-23-2748	由利本荘市
北秋田市消防本部	電話 0186-62-1119 FAX 0186-63-1119	北秋田市、上小阿仁村
にかほ市消防本部	電話 0184-38-2310 FAX 0184-38-4070	にかほ市
五城目町消防本部	電話 018-852-2028 FAX 018-852-4367	五城目町
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	電話 0183-73-3169 FAX 0183-73-0734	湯沢市、羽後町、東成瀬村
能代山本広域市町村圏組合本部	電話 0185-52-3311 FAX 0185-53-3958	能代市、藤里町、八峰町、三種町
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	電話 0187-63-0150 FAX 0187-62-3493	大仙市、仙北市、美郷町
鹿角広域行政組合消防本部	電話 0186-23-5601 FAX 0186-23-5605	鹿角市、小坂町
男鹿地区消防一部事務組合消防本部	電話 0185-23-3139 FAX 0185-24-4161	男鹿市、大潟村、 潟上市（天王）
湖東地区行政一部事務組合消防本部	電話 018-874-2420 FAX 018-874-2564	八郎潟町、井川町、 潟上市（飯田川、昭和）

（様式第2号）

秋田県災害派遣福祉チーム員の派遣に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、秋田県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「チーム設置要綱」という。）に基づき、秋田県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1 この協定は、大規模災害発生時において、チームを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、要配慮者を支援することを目的とする。

（登録簿の作成）

第2 乙は、所属する職員のうち、チームの構成員（以下「チーム員」という。）として派遣可能な者について、秋田県災害派遣福祉チーム員予定者登録簿（チーム設置要綱様式第3号。以下「予定者登録簿」という。）を作成し、秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）に提出する。

2 乙は、前項の予定者登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、協議会に提出するものとする。

（研修への協力）

第3 乙は、第2の予定者登録簿に記載した職員について、協議会が行う研修及び訓練に参加させるよう努めるものとする。

（派遣要請等）

第4 甲は、要綱第5の派遣基準に基づき、避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、協議会を通じて、乙に対してチーム員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からチーム員の派遣要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人員数等を協議会に報告するとともに、チーム員を派遣するものとする。

3 派遣に当たっては、甲から乙に対して、秋田県災害派遣福祉チーム員派遣要請書（チーム設置要綱様式第5号）を交付する。

4 甲が乙に要請するチームの派遣先は、原則として秋田県内とする。ただし、秋田県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲にチームの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、秋田県外の地域への派遣を要請することができる。

（活動内容）

第5 乙が派遣するチーム員は、避難所等において次の活動を行うこととする。

（1）避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング

ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長

期的な福祉支援の必要性を協議会事務局（以下「事務局」という。）に報告する。

イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

(2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

(3) その他

ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。

イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

3 チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班、保健活動班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

4 チームは、各日のチームの活動状況等について記録するものとする。

5 チーム員は、乙の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第6 チームが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第7 チーム員の避難所等への移動手段については、原則として、乙が確保する。

(活動報告)

第8 乙は、チーム員の活動が終了した後、その活動状況等について、原則として秋田県災害派遣福祉チーム員活動報告書（チーム設置要綱様式第4号）により協議会事務局に報告するものとする。

(補償)

第9 甲は、チームの業務に関連する事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担)

第10 甲の要請に基づき乙が派遣したチーム員の派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助費の支弁対象について、災害救助法の定めるところにより、甲が負担する。

2 甲は、人員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第11 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第12 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 鈴木 健 太

乙

損害調査結果の提供及び利用に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

甲及び乙は、秋田県内で発生した自然災害により生活基盤に被害を受けた住民（県外在住で県内に家屋を所有する者を含む。以下「被災者」という。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定の規定に基づき、互いに協力するものとする。

第2条（損害調査結果の提供及び利用）

- 1 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の被災者の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。
 - ① 被災者から提供を受けたデータ及び情報
 - ② 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
 - ③ その他、甲と乙が合意した事項
- 2 前項に関わらず、乙は、被災者から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。
- 3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。
- 4 乙は、甲が県内の市町村（以下「市町村」という。）へ本調査結果を提供することについて被災者から依頼又は承諾を得られた場合に甲に提供し、甲はこの協定に定める内容を遵守させることを条件に、本調査結果を市町村へ提供することとする。甲による本調査結果の提供範囲は第5条第2項の規定に基づく別紙一覧表（様式1号）に記載の市町村を対象とする。
- 5 乙から甲への本調査結果の提供は無償とする。ただし、本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

第3条（法令の遵守）

甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

第4条（市町村による住家被害認定）

- 1 甲は、第2条第4項の規定に基づく市町村への本調査結果の提供に当たっては、当該市町村に対し、本調査結果

の利用の有無に関わらず、当該市町村自らの判断により災害に係る住家の被害認定を行わなければならない旨を周知するものとする。

- 2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲又は被災者に損害又は損失が生じた場合であっても、乙に故意又は重過失がない限り、乙に対して損害又は損失の賠償又は補償を求めないものとする。

第5条（連絡体制）

- 1 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者報告書（様式2号）により相互に報告するものとする。なお、当該責任者に変更が生じた場合も同様とする。
- 2 甲は、第2条第4項の規定に基づく市町村への本調査結果の提供に当たっては、情報を受領する市町村の連絡担当者を記載した別紙一覧表（様式1号）を事前に作成するものとする。なお、当該担当者に変更が生じた場合も同様とする。

第6条（有効期間）

- 1 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。
- 2 甲又は乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1か月前までに本協定を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本協定は同じ条件で更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 3 本協定が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第3条、第4条、第7条、及び第8条の規定はなお効力を有するものとする。

第7条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表又は漏洩等してはならないものとする。
- 2 甲又は乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

第8条（協議）

甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

協定の成立を証するため本書2通を作成し、各自署名の上、各1通を保有する。

令和6年12月11日

甲：（住 所）秋田県秋田市山王四丁目1番1号

（代表者）秋田県知事

乙：（住 所）秋田県秋田市山王2丁目1-43

（団体名）三井住友海上火災保険株式会社 秋田支店

（代表者）秋田支店長

秋田県と株式会社NTTドコモ及びNTTドコモビジネス株式会社 との連携と協力に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）及びNTTドコモビジネス株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、タイムライン（平時、災害発生時及び災害復旧時をいう。以下同じ。）に基づく連携体制の構築、災害発生時における通信基盤の確保及びDXを活用した支援体制の整備を連携して推進し、平時の備えから災害復旧時までの一貫した支援ネットワークの構築を図ることにより、もって地域社会の安全・安心の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- （1）タイムラインに応じた連携体制と迅速な情報伝達体制の構築
 - （2）災害発生時における広域災害派遣支援活動及び通信の早期復旧に向けた相互のアセットの提供及び関係機関との調整
 - （3）DXを活用した避難所及び被災者への支援の実証
 - （4）DXを活用した医療支援体制の整備に向けた研究
- 2 前項各号に掲げる事項について、具体的な取組の内容、実施方法、費用負担その他の条件が決定した場合は、必要に応じて、これらを内容とする契約を締結するものとする。

（定期協議）

第3条 甲、乙及び丙は、前条第1項各号に掲げる事項を効果的に推進し、及び展開するため、災害時において必要となる体制整備や支援のあり方について協議し、及び検討するものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲、乙及び丙のいずれかの者から、この協定の内容の変更について申出があった場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲、乙又は丙から相手方に対し特段の申出がない場合は、1年間延長されたものとし、翌年度以降の取扱いについても同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙は、協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年10月27日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事

乙 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番2号

株式会社NTTドコモ

執行役員東北支社長

丙 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番2号

NTTドコモビジネス株式会社

ソリューション&マーケティング本部

東北支社長

資料番号 8-51

広域防災拠点施設一覧

1 集結場所・ベースキャンプ

施設の名称	所在地 (全体面積㎡)	使用可能施設	駐車可 能台数	上 水 道 の 有 無	ト イ レ の 有 無	所有者／電話番号
		名 称 (面積㎡)				管理者／電話番号
長根山運動公園	大館市字東台地内 (180,000)	陸上競技場 (23,410)	—	有	有	大館市教育委員会 スポーツ課 ／0186-43-7136 (一財)大館市体育協会 ／0186-43-7136
		野球場 (12,544)	—			
		駐車場 (13,000)	500			
長木川河川緑地	大館市片山字中道 ほか (138,990)	多目的芝生広場 (6,700)	—	有	有	大館市建設部都市計画 課／0186-43-7082 同 上
		駐車場 (1,580)	120			
県立北欧の杜公園	北秋田市上杉 字中山沢 128 (937,000)	イベント広場 (49,100)	—	有	有	秋田県都市計画課 ／018-860-2443 北欧の杜パークマネジメントJV ／0186-78-3300
		中央駐車場 (7,580)	318			
道の駅ふたつ	能代市二ツ井町小繋 字泉 51 番地 (20,644)	駐車場 (10,114)	大型 23 普通車 118	有	有	能代市二ツ井地域局 総務企画課 0185-73-2112 (株)道の駅ふたつ 0185-74-5118
飯田川南公園一帯	潟上市飯田川下虻川 字井戸沢 41 番地 (14,800)	トレイクかたがみ 駐車場	普通車 86	有	有	潟上市福祉保健部 健康推進課 018-853-5315 医療法人正和会 018-877-7110
	潟上市飯田川下虻川 字蟹沢 12 番地 1 外 (14,830)	飯田川南公園グラウン ド及び野球場 (14,830)	普通車 40 大型車 5	有	有	潟上市教育委員会 文化スポーツ課 018-853-5363
	潟上市飯田川下虻川 字蟹沢 12 番地 1 (18,700)	二荒山グラウンドゴル フ場 (18,700)				むつみ造園土木(株) 潟上事業所 018-878-2011
県立中央公園	秋田市雄和椿川 字駒坂台 4-1 (610,000)	運動広場 (31,700)	—	有	有	秋田県都市計画課 ／018-860-2443 (一財)秋田県総合 公社中央公園事務所 ／018-886-3131
		P 6 駐車場 (12,000)	大 11・普 269			
		P 7 駐車場 (8,000)	366			

由利本荘総合防災公園	由利本荘市石脇字田 尻野 18 (96,086)	駐車場 (20,700)	1,000	有	有	由利本荘市教育委員会 スポーツ課 ／0184-32-1334
		多目的広場 (15,000)	—	有	有	ミズノグループ ／0184-22-0001
道の駅協和一带	大仙市協和荒川 字新田表 15-2 ほか (46,706) (11,641)	駐車場 (16,260)	大型 12 普通車 121	有	有	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所 018-864-2291 大仙市協和支所 市民サービス課 018-892-3699 (株)協和振興開発公社 018-881-6646
		米ヶ杜公園 (東屋周辺を含む) (20,358)	—			大仙市西仙北・協和建設 水道事務所
		グラウンドゴルフ場 (11,641)	—			(株)協和振興開発公社 018-881-6646
大仙市総合公園 ほか	大仙市内小友 字中沢頭ほか (89,000) (24,540) (89,899)	大仙市総合公園		有	有	大仙市都市管理課 ／0187-66-4908
		野球場及び仮設駐車場 (20,800)	495			
		テニスコート駐車場 (6,600)	278			
	大曲西中学校		有	有	大仙市教育総務課 ／0187-63-1111 大曲西中学校 ／0187-68-2222	
	グラウンド (23,225)	—				
	駐車場	30				
	農業科学館		有	有	秋田県生涯学習課 ／018-860-5181 秋田県農業科学館 ／0187-68-2300	
	やすらぎ広場 (19,765)	—				
駐車場 (7,836)	239					

赤坂総合公園 ほか	横手市赤坂地内 (450,000) (秋田ふるさと村を除く) (65,399)	赤坂総合公園		有	有	横手市スポーツ振興課 ／0182-35-2173
		グラウンドゴルフ場 (176,000)	—			グリーンスタジアムよこて ／0182-35-8989
		駐車場	1,807			
		横手南中学校 グラウンド (48,849)	120			横手市教育総務課 ／0182-32-2402 横手南中学校 ／0182-32-3108
道の駅十文字	横手市十文字町 字海道下 21-4 (16,110)	駐車場 (7,000)	大型車 23 普通車 102	有	有	国土交通省東北地方整 備局 湯沢河川国道事務所 0183-75350
道の駅おがち 「小町の郷」	湯沢市小野字橋本 90 番地	駐車場 (6,424)	大型車 20 普通車 65	有	有	湯沢市総務部総務課総 合防災室 ／0183-55-8250
						(株)小町の郷 ／0183-52-5500

2 一次物資集積拠点

○大館樹海ドーム

所在地	大館市上代野字稲荷台 1-1
所有者／連絡先	秋田県スポーツ振興課／TEL 018-860-1239 FAX 018-860-3876
使用者／連絡先	大館市教育委員会教育総務課／TEL 0186-43-7111 FAX 0186-54-6100
管理者／連絡先	(一財)大館市文教振興事業団／TEL 0186-45-2500 FAX 0186-45-2220
施設面積 (㎡)	建築面積 : 21,914 ㎡ グラウンド面積 : 12,915 ㎡
駐車場の規模	1,060 台程度 [冬季平常除雪時は 555 台程度]

○県立中央公園スカイドーム

所在地	秋田市雄和椿川字駒坂台 4-1
所有者／連絡先	秋田県都市計画課／TEL 018-860-2443 FAX 018-860-3845
管理者／連絡先	(一財)秋田県総合公社中央公園事務所 ／代表 TEL 018-886-3131 代表 FAX 018-886-3686
施設面積 (㎡)	建築面積 : 12,123 ㎡ グラウンド面積 : 8,720 ㎡
駐車場の規模	120 台程度 (P8, P9) 非常時はドーム前広場 (4,800 ㎡) に 200 台程度確保可能 冬期平常除雪時は 60 台程度

○由利本荘総合防災公園ナイスアリーナ

所在地	由利本荘市石脇字田尻野 18
所有者／連絡先	由利本荘市教育委員会スポーツ課／TEL 0184-32-1334 FAX 0184-33-2202
管理者／連絡先	ミズノグループ／TEL 0184-22-0001 FAX 0184-25-7080
施設面積（㎡）	11,740
駐車場の規模	1,000 台程度（冬季平常除雪時は 900 台程度）

○神岡嶽ドーム

所在地	大仙市神宮寺字中瀬古川敷 212
所有者／連絡先	大仙市スポーツ振興課／TEL 0187-63-1111 FAX 0187-63-7131
管理者／連絡先	NPO 法人大仙スポーツクラブ／TEL 0187-72-2721 FAX 0187-72-2832
施設面積（㎡）	建築面積：1,850 ㎡ アリーナ面積：1,661 ㎡
駐車場の規模	80 台程度 冬期平常除雪時は 50 台程度

○協和樹パル

所在地	大仙市協和船岡字大袋 2-2
所有者／連絡先	大仙市生涯学習課協和公民館／TEL 018-892-3820 FAX 018-892-3822
管理者／連絡先	むつみ造園土木(株)樹パル／TEL 018-892-3530
施設面積（㎡）	建築面積：1,401 ㎡ アリーナ面積：1,203 ㎡
駐車場の規模	50 台程度 冬期平常除雪時は 25 台程度

○秋田ふるさと村ドーム劇場

所在地	横手市赤坂字富ヶ沢 62-46
所有者／連絡先	秋田県観光戦略課／TEL 018-860-1461 FAX 018-860-3868
管理者／連絡先	(株)秋田ふるさと村／代表 TEL 0182-33-8800 代表 FAX 0182-33-8889
施設面積（㎡）	建築面積：3,131 ㎡ 劇場面積：720 ㎡（フルフラット時）
駐車場の規模	150 台程度（第 1, 2, 4 駐車場） 冬期平常除雪時は 50 台程度（第 1 駐車場）

3 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）

設置場所	所在地	設置形態	設置者
大館能代空港	北秋田市脇神字泉台 21-144	広域医療搬送実施時随時	秋田県健康福祉部医務薬事課 (秋田県災害医療対策本部) TEL 018-860-1402
秋田空港	秋田市雄和椿川字 山籠 49	広域医療搬送実施時随時	秋田県健康福祉部医務薬事課 (秋田県災害医療対策本部) TEL 018-860-1402